

- 1 会議名 決算特別委員会（第2日）
- 2 開催日時 平成30年9月12日（水）午前10時00分～午後5時06分
- 3 会場 高浜市議場
- 4 出席者
2番 神谷利盛、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫
7番 柴田耕一、 9番 杉浦辰夫、 11番 神谷直子、
12番 内藤とし子、15番 小嶋克文
- 5 欠席者
なし
- 6 傍聴者
1番 杉浦康憲、 6番 黒川美克、 8番 幸前信雄、
14番 鈴木勝彦、 16番 小野田由紀子、
市民1名
- 7 説明のため出席した者
市長、副市長、教育長
企画部長、総合政策GL、人事GL、ICT推進GL
総務部長、行政GL、財務GL
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL
福祉部長、地域福祉GL、地域福祉G主幹、地域福祉G主幹、
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、健康推進GL、
健康推進G主幹
こども育成GL、文化スポーツGL
都市政策部長、都市整備GL、企業支援GL、都市防災GL、上下水道GL、

地域産業 GL
学校経営 GL、学校経営 G 主幹
会計管理者
代表監査委員
議選監査委員
監査委員事務局長

8 職務のため出席した者
議会事務局長、書記 2 名

9 付託案件

議案第 60 号 平成 29 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第 1 号 平成 29 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成 29 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成 29 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成 29 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 平成 29 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成 29 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成 29 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号 平成 29 年度高浜市水道事業会計決算認定について

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承を願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

ただいまより、一般会計、6 特別会計並びに議案第 60 号及び 1 企業会計についての質疑を行います。

一般会計につきましては、歳入・歳出と分けて質疑を行い、歳入は一括質疑、歳出は款ごとに質疑を行います。

特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入・歳出一括にて質疑を行います。議案第 60 号は、関連上、企業会計と一括議題として質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

また、当局におかれましては、質疑に対し、適切なる御答弁をいただきますよう、お願いいたします。

質疑に当たっては、必ずマイクのボタンを押してマイクを自分のほうに向け、赤いランプが点灯していることを確認してから、主要施策成果説明書（以下「主要成果」と表記）または決算書等のページ数及び款・項・目・節等をお示しいただき、御発言いただきますようお願いいたします。また、発言終了後は、マイクのボタンを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計並びに議案第 60 号及び企業会計の質疑終了後に許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承ください。

《議 題》

認定第 1 号 平成 29 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

《歳 入》

委員長 まず、歳入についての質疑を許します。

問（7） 主要成果の 7 ページをお願いします。地方交付税が、平成 27 年度より約 3,000 万円ほど減少していますけれども、この交付税基準である人口だとか、従業者数により按分して、それだけではないけれども、一応そういったことで交付されておるんですけれども、なぜ 3,000 万円ほど、昨年から減ったのか。

また、26 ページのほうの地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費の合計額は、前年より 1 億円、前々年より約 6 億円ふえているのに、そういった内訳だとか、基準の仕組みを教えてくださいと思います。

答（財務） まず、地方交付税の減というお話しでしたが、地方交付税でよろしかったでしょうか。

問（7） 地方消費税交付金。

答（財務） 地方消費税交付金につきましては、地方税法第 72 条の 115 及び地方税法施行令第 35 条の 21 の規定により、都道府県間における清算後の地方消費税収入額の 2 分の 1 に相当する額が、市町村に交付をされるものでございます。交付金の算定方法につきましては、金額の 2 分の 1 の相当額に国勢調査人口の 2 分の 1 及び事業所統計に基づく従業員数、2 分の 1 に基づく率を乗じて計算された額が交付されることになっております。

前年度と比較をしますと、3,400 万円の増となっておりますけれども、これ

は、先ほど算定上申し上げました人口、それから、従業員数が伸びているということでふえているということでございます。

交付額につきましては、消費の動向といったところで増減をするというところがございますので、消費が回復をしたということで、増額になったということでございます。

問（7） いや、去年よりか3,200万円ほど交付金が減っているんですけども。去年が8億7,600万円、ことしが8億4,400万円。だから、市内の消費額が減ったのかどうか。今の質問というか回答でいうと、すいません、間違えました。はい、わかりました。

それでは、26 ページの前年度より6億円ふえているというのは。

委員長 柴田委員、質問を整理して、改めて質問してください。ほかに、質問は。

問（7） 17 ページ、同じく主要成果。市民税、固定資産税だとか都市計画税の個人、法人の滞納繰越の収入済額が、調定対比が前年度より低い理由と、今後の対応を。それと、あと同じく国民健康保険税の滞納繰越額の収入済額が、同じくやっぱり前年度より少ない理由。まず、その二つの理由と、今後の対策ですね、一つお願いします。

答（税務） 滞納繰越分につきましては、昨年度と比べて、おっしゃるとおり下がっておりますが、これにつきましては、滞納繰越の調定が減ったというのが一つの要因と、あともう一つにつきましては、滞納整理機構への移管の金額が大幅に減ってきておるということになります。これは、大口の滞納者の件数が減ってきたことによって、滞納整理機構への移管の金額が減ったことにより、結果的に滞納繰越分の徴収率が下がったことになっております。

問（7） 次に、同じく17 ページの地方揮発油譲与税ですけども、道路延長や面積が増えていると思うんですけども、一応、収入済額が減っておる理由を教えてください。

答（財務） 地方揮発油譲与税の減の理由ということでございますが、委員おっしゃるとおり、地方揮発油税の収入、収納状況及び本市の道路の状況によって増減をするということになりますが、道路延長については、昨年度と比較を

しますと、0.5%の伸びを示しているということになります。したがって、地方揮発油税の収納の状況が、全国的に減ったということでございます。

委員長 ほかに。

問（7） ということは、要するに全国の按分が減った、総金額が減っておるということで、解釈してよろしいですか。

答（財務） 委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかに。

問（15） これ歳入一括だったね、これ、質問は。

それでは、主要成果の 33 ページ、寄附金の欄ですけれども、きょうも新聞紙上にふるさと応援寄附金のことが、かなりいいかげんに載っておりましたけれども、まず、高浜市において平成 28 年度と 29 年度を比べて、126%の増がありましたけれども、まず、高浜市においては、どの地域からのこういった寄附金が多いのか。

それから 2 点目として、平成 30 年度は、どのような見通しを持っておるのか。

それから 3 点目として、この寄附者の希望する活用事業、5 点ありますけれども、この希望事業に対しては、この寄附金というものがどのように考慮されておるのか。まず、その 3 点についてお願いいたします。

答（総合政策） まず寄附金、どこから多く寄附がされているかというところなんですけれども、東京、埼玉、そういった関東圏からの寄附がかなり多いものとなっております。

次に、30 年度の見通しというところでございますが、今年度の 8 月末までの金額推計を見ますと、前年度、29 年度と比べて約 2 倍ぐらいの寄附金額がいただけておりますので、今年度、29 年度決算と比べて倍ぐらいというようところは、今、推計として見込んでおります。

あと、使用用途につきましてですが、その該当するような事業に充当をするというような形で、寄附者の意向に沿うような形で使わせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

問（15） 今の 7 月、8 月ですか、の時点で、去年の 2 倍の寄附があるという

ことで、これは何か、去年に比べて何か対策を打っているのか。

それともう1点、これも、きのうテレビでやっておりましたけれども、杉並区のほうでは、3年間で30億円のこういった寄附金によって、税収減があると、税収が減っていると、30億円が。そういうことで、一つ高浜市においても、これは総括質疑にもありましたけれども、直近の3年間で、高浜市から何人の方が他市へこの寄附金をされたのか、いくら。何人の方が。それに関する市の影響額をお願いいたします。

答（総合政策） 対策というようなところでございますが、昨年度、29年度について、ふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイスというところで、広告のランクのほう、梅チョイスというものから最上級の松チョイスというものに変えたことによって、PR機会がふえたということが、まずございます。

そのほかに決済方法も、より使いやすいように決済方法をふやしているというようなところもございまして、29年度の数字が伸びた。

その結果、リピーターというか、そういったPR効果がどんどん広がって、今年度さらにふえたというところがあるのかなと分析しております。

あと、高浜市民の方が、どれぐらい他市に寄附をされているかというようなところですが、平成27年度、高浜市民が他市に寄附した人数と市民税控除額、27年度については、390の方が他市に寄附をしておりまして、その方の市民税控除額としては、1,521万円というものが、金額としてございます。

翌年度の課税に影響が出ますので、27年度の数字は、28年度の課税に影響というような形になっておりますが、よろしく申し上げます。

続きまして、28年度につきましては、687の方が他市に寄附をして、税に与える市民税控除額としては、2,739万4,000円です。昨年度、29年度につきましては、943名の方が他市に寄附をして、控除額としては、4,349万6,000円というような形になっております。よろしくをお願いいたします。

問（15） 今、かなりやっぱり、応援寄附金をされる方もふえております。したがって、控除額もふえております。こういったことを考えると、非常に高浜市にとっては、なかなか厳しいように思います。

今後どのように、このふるさと応援寄附金を考えていくというか、何かあり

ますか、こういったような考えなり。かなり、減っていつてしまうような感じがすると思うんですけれども。

答（総合政策） 委員言われるように、このまま何もしなければ、どんどん寄附していただく額もふえてはいるんですけれども、他市に寄附される方も年々ふえているというようなところで、正直ちょっとイタチごっこみたいな形になっているのは正直なところですが、ただ、何もしないでいけば、その赤字額というんですかね、そういったのがふえていつてしまうので、ふるさと納税には市をPRするというような観点もございますので、引き続き返礼品の掘り起こしや、PRの強化を図りながら、市の魅力を発信するとともに、寄附金をもう少し集めていけるような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（7） あと3点ほど、お伺いしたいと思います。

同じく主要成果の21ページ、個人市民税の内訳で、農業所得の中で納税者数と、それから所得金額が大幅に昨年と比べふえておるんですけれども、調定額が少ないと。これはどういった理由か。

それと、2番目の納税義務者の中で、普通徴収の人数が減っている理由等を教えてください。

答（税務） 主要成果21ページの、農業所得者数の調定額が減っておるということですが、まず、このところで御説明させていただくのが、この所得区分といいますのが、総務省が行います全国の自治体を実施する課税状況調べのルールに基づいて行っております。

例えば、複数の所得がある方につきましては、一番多くの所得があった区分に算入されますので、今回の場合でいくと、所得金額で農業所得が大幅にふえておるんですが、調定額が減っておるということは、例えば、他の所得で大幅な赤字があった場合は、損益通算という形で、税のプラスマイナスを控除いたしますので、農業所得が単純にふえておるからといって、調定額がふえるという形にはならないのが、理由の一つでございます。

また、普通徴収の人数が減っておるということにつきましては、特別徴収の

ほうが徴収率のほうがいいものですので、今、全西三河の自治体が、特別徴収の推進を行っております。高浜市につきましても、積極的に特別徴収のほうを推進しておりますので、その結果、特別徴収の納税義務者がふえ、その反面、普通徴収が減ったという形になっております。

問（7） それと、次の22ページ。固定資産税の関係ですけれども、地積の合計額が6万平米ほど減少をしているんですけれども、これは確認なんですけれども、これは豊田町の企業団地の区域部分が減っておるのか、そこら辺のことをお聞きしたいというふうに思います。

答（税務） それは豊田町のところも踏まえ、そういった理由になっております。

問（7） それともう一つの、29ページをお願いします。手数料の中で清掃手数料が約200万円ほどふえてはおるんですけれども、これは、多分ごみ袋代だと思えるんですけれども、家庭ごみの量が人口増に伴って年々ふえておると思えるんですけれども、そこら辺の関係等、そろそろごみ袋の有料化を考えるという考えはないか、そこら辺のことを少しお聞きしたい。

答（市民生活） 清掃手数料のところでございますが、委員言われたとおり、ごみ袋の販売収益が、3,109万9,600円と、前年度比から伸びております。この部分が、一番大きなところでございます。

あと、歳出になろうかと思えますけれども、ごみの量がふえとるか。そして、無料配布中止をしてはどうかというところがありまして、今、生活環境問題研究所のほうでも、市民1人当たりのごみの量が、ごみ処理基本計画の定める計画に達しておらないので、一つの部分で、無料配布の中止ということも選択肢にあり得るということで、検討はしております。まだ方向性を出してはおりませんが、決定をするようであれば、また、近くお知らせさせていただきたいなと思っております。

問（7） ごみの量が、要するにふえているかどうか、そこら辺、過去3年間ぐらいの量で。

答（市民生活） ちょっと3年間は、今、手元にございませぬけれども、28年度の可燃ごみ収集量が7,325.78トン、29年度が、主要成果174ページの歳出

でございますが、7,390.71 トンということで、64.93 トンの増です。人口増に比べれば、微増というところでございます。

委員長 ほかに。

問（12） 21 ページをお願いします。歳入の確保というのは、いろいろ工夫をされていると思いますが、この年の歳入の確保にはどのような市民税、法人市民税ともに工夫をされているのか、お示してください。

答（税務） 歳入の確保につきましては、税率等につきましては地方税法で定められておりますので、あとは徴収率の強化という形で督促だとか、早期の回収に努めております。

問（12） そうしますと、法人市民税などは、以前は20%減免というのか、ありましたが、個人市民税は20%減税というのが前にあったんですが、今は何もありませんし、それから、法人市民税については引き下げもされていますので、そういう面で、法人市民税を10億円以上のところ、不均一課税をすると、不均一課税を導入すれば、大きなお金が入ってくるわけですが、そういう考えはないのかどうか、お示してください。

答（税務） まず1点目の、個人の減税と法人の税率の引き下げということですが、こちらにつきましては過去、景気対策ということで、個人の減税のほうは行われておりました。

また、法人につきましても現在の経済対策としまして、実効税率を引き下げるという国の方針ですので、これにつきましては、先ほどの答弁でお答えしたように、地方税法に基づいて行っております。

また、2点目の10億円以上の法人に対して、不均一課税を実施したらどうかということですが、不均一課税につきましては、特別な理由がある場合というふうに限定されております。今の財政状況等から勘案してまして、そのような状況は見当たらない。ましてや地元の企業さんの同意が得られるかということ、今そういう状況ではないと考えております。

実際に、委員言われるように10億円以上の法人ということですが、実際、均等割につきましては、資本金と従業員数によって、既に10億円以上の法人に関しては、それに応じた均等割を納めていただいておりますので、現時点で10

億円以上の法人に対して、不均一課税をするということは、考えておりません。

問（12） 導入する考えは、ないということなのですが、高浜市も学校の建設などで、大きなお金を一遍に払えないということもあって、PFI型の建築計画が、建設が始まっているわけですが、そういう面で、本当に導入する理由がないのかどうか。ことしはまた、交付金ですか、もらうようになっているかと思うんですが、その点ではどうなんでしょうか、お願いします。

答（税務） 学校建設のことにつきましては、市全体の歳入において判断すべきだと考えておりますが、特定の税目、特に法人税、法人住民税なのですが、特定の税目、それから特定の企業に、その全てを負担していただくということになりますと、税の公平性だとかという観点から、ちょっと逸脱するのではないかと考えております。

問（12） 法人市民税は、標準税額で今とっていると思うんですが、とれない金額、税率ではないわけで、導入することはできると思うんですが、ぜひ導入して、歳入をふやしていただきたいと思います。それから固定資産税と都市計画税で47億円もの負担金。

委員長 12番、内藤委員、何ページですか。

問（12） 22ページ、23ページです。

都市計画税と固定資産税で、47億円もの負担金が、市民に負担がかかっているわけですが、この都市計画税については税率が決まっているというものの、下げることができるわけですが、この点では下げる考えはないのかどうか、お示してください。

答（税務） 御質問のありました都市計画税の引き下げにつきましてですが、主要成果の23ページに記載してありますように、都市計画税は都市計画事業に充てるための目的税でありまして、29年度におきましては95.1%充当されております。

しかし、裏を返せば4.9%は一般財源を充てておるという状況でございますので、現状で充当率を勘案しまして、もし、例えばこれが100を超えるようなことになるようであれば、その時点で判断していきたいと考えておりますが、現時点では都市計画事業の重要な財源でありますので、引き下げることは考え

ておりません。

委員長 ほかに。

問（3） 23 ページの1 款、市税の、市たばこ税のところでお伺いをさせていただきたいんですけれども、29 年度が1,800 万円ほど減ということなんですが、10 月からまた、たばこ税が改定されるということで、それを踏まえて、平成 29 年度の税収を、これどういうふうに分析をされているのかなというところを教えてください。

答（税務） たばこ税につきましては6 月議会で、条例改正のときでも御説明、御答弁させていただきましたが、やはり税収が減っておる主な要因としまして2 つ考えられるんですが、1 つは加熱式たばこの普及によりまして、たばこ1 本当当たりの税収が、単価が落ちておること。

また、2 つ目としましては、旧3 級品の紙巻たばこなんですが、これは、通常のたばこ税率を合わせるために、年々増税をしておるんですが、その結果、3 級品のたばこの本数自体も減っておりますので、6 月議会で答弁差し上げたように、増税すると逆に本数が減って、税収の増につながらないということが考えられます。

問（3） 税収として減っていく中で、来年度予算を組んでいく上で、どういうふうに今後、その減の部分というのを考えていかれるのか。

答（税務） 10 月から、たばこ税の税額が変わるんですが、こちらにつきましても動向を勘案しながら、おそらく増税で単価が上がった分に対して、本数の減少のほうが、過去の増税のときでいきますと、本数の減のほうが大きいことが考えられますので、その点を考慮すると、来年度予算以降につきましては、たばこ税の税収は減額傾向でいくと考えております。

問（3） しっかりと歳入の面でも、考えていただければなと思います。

続きまして、33 ページの16 款、寄附金のところですが、28 年度と29 年度と、大幅にこちらのほうでふえているのが、ふるさと応援寄附金なんですが、社会福祉費の寄附金と児童福祉費の寄附金、こちらが大幅に減ということで、それで教えていただきたいんですけれども、事業だとかの関係で減なのか、指定寄附金ということもあって減っているのか、そこら辺を教えてもらえたらと

思います。

委員長 答弁を求めます。

答（こども育成） 児童福祉費寄附金の食育推進事業指定寄附金につきましては、平成 28 年度に食育フェスタという事業をやりまして、その際に実行委員会のほうからの寄附金はその事業の精算によりあったということで、ここが大幅な減になっておるところでございます。以上です。

委員長 ほかに。

答（健康推進） 社会福祉費寄附金につきましても、これは町内会さんをはじめ、指定された一般の寄附金でございますので、市民の皆様からの御寄附のほうが増減したということでございます。

問（3） これは指定寄附金という、例えば社会福祉費のほか、いくつか指定寄附金があるんですけれども、指定寄附金という形のほうが、寄附が集まりやすいのか、集まりにくいのか、そういったところの分析はされているのでしょうか。

委員長 答弁を求めます。

答（福祉部） 今、委員、おっしゃいました用途とはちょっと異なりますが、寄附をされる本人が、この社会福祉費に使っていただきたいという要望を受けて、私どものほうで受け入れたというものでございますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

問（7） 7 ページの、先ほどの地方消費税の交付金の関係で、これ平成 26 年度の決算額より約 3,000 万円少し減っているということのあれですけれども、要するに、5%から8%に上がった時点で大幅に、多分、昨年度減ったというか、そういった関係で減っていると思うんですけれども、今年度、要するにまた、来年ですか、10%に上がるというお話が、なるかならんかは別として、また、そういったこともある程度予想されて、多分次の予算には考えておると思うんですけれども、そこら辺の関係を少し。

答（財務） 地方消費税交付金の額につきましては、委員おっしゃるとおり、消費税率が10%になれば、増になってくるということでございます。長期財政

計画上も平成 32 年度から 10 億円を超えるといった形でシミュレーションをさせていただいているところですので、そのような形になるということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、歳入についての質疑を打ち切ります。

《歳 出》

1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、1 款、議会費についての質疑を打ち切ります。

2 款 総務費

委員長 質疑を許します。

問（2） では、何点か質問をさせていただきます。

主要成果の 65 ページ、主要・新規事業等の概要では、7 ページになります。平成 29 年度は、事業費として 158 万 8,000 円かかったということで報告されていますので、質問させていただきます。この事業の出足は、LPWA の普及というところから始まって、いつの間にか ICT ネットワーク 基盤の整備に変わって、それが各種説明会の実施ということがあって、これが 3 月に 3 件、研修会をやったんだろうと思います。

その後、何かA Iということも出てきます。方針がころころ変わっているように見えますけれども、個人的には、効果のない方針は素早く変更するっていうのは、歓迎します。

ところで、3月に研修会が3回行われています。それから、きょうに至るまで約半年たっていますけれども、目指すべき方向性は見えたのでしょうか。あったんだったら、ちょっと披露をお願いします。

答（ICT推進） 平成29年度に実施したセミナーでございますが、この内容は、主にICT活用に向けた気運の醸成を目的に実施したものでございますが、その結果、開催実績から、ICTへの関心はあるものの、具体的な活用方法を模索しているのが、この時点で現状ではないかと分析しています。

したがって、今後目指すべき方向としましては、行政自らが具体的かつ身近な課題に対して、ICT技術を活用した事業を展開し、ICTを活用した新たなサービス等の創出を促してまいりたいと考えています。また、実施する場合につきましては、技術の進歩に応じて柔軟に対応していく姿勢が大事だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（2） それに関連することになりますけれども、その延長線上になると思いますけれども、平成30年度予算で約2,500万円、ここに関わる費用として計上されています。そのICTから次は、IoTネットワークを活用したモデル事業の実施ということになって、AIを活用したモデル事業の実施ということになっています。

現在、どの程度のことがことし中に、今年度中に2,500万円かけて見込めそうなのか、もし具体例があるんだったら教えてください。

答（ICT推進） 昨年度の成果から、今年度の取り組みの方向の一環としてお答えさせていただきますけれども、IoTの分野につきましては、位置情報を活用した子ども見守りサービス、いきいき号の運行状況の把握など、地図情報の技術を活用したところを展開する予定でございます。

AIの分野につきましては、音声認識技術を活用した多言語通訳、メンタルヘルスなどを実施してまいりたいと考えています。

また、平成27年度から実施しています業務の標準化が、完了いたしました

ので、これに基づき、全庁的なルーチンワークのシステム化にも取り組んでまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（２） 引き続き、主要成果の 69 ページ、85 ページ、それから主要・新規事業の概要等のところで 9 ページになります。戸籍住民基本台帳事務事業についてですけれども、事業費で 112 万 6,000 円、平成 29 年度で計上されておりますけれども、主要・新規事業等の概要を見ますと、コンビニでの証明書が、発行件数が 122 件報告されていますけれども、庁舎等を含めて総発行件数、すなわち分母にあたるのは何件発行されたのでしょうか。

答（市民窓口） コンビニで取得できる証明書、こちら 4 種類になるんですが、平成 29 年度の総発行件数、窓口を含めた総発行件数ですが、4 万 8,645 件となります。

問（２） 4 万 8,645 枚というのは、122 件を割ると 0.25%、残念ながらわずか 0.25%しか発行できなかったっていう事実があります。昨年度の事業費は 112 万 6,000 円かかったということなので、単純にコンビニで 1 枚発行するのに、1 万円費用がかかったというふうに読み取れますけれども、コスト意識に欠けているんじゃないですかというのをまず意見として伺います。

答（市民窓口） 結果だけの数値を見ますと、委員おっしゃるとおりのことも言えると思うんですが、コンビニ交付サービスの周知が、まだまだ十分でないと考えているところです。このコンビニ交付については、わざわざ市役所に来なくても、自宅や職場近くのコンビニエンスストアで用が済むとか、あるいは市外、県外であっても、コンビニエンスストアで証明書等の取得ができる。あるいは市役所の開庁時間にとらわれなくても取得ができるなど、コンビニ交付の利便性というのは、市民の皆様にとって非常に高いと考えております。

コンビニ交付サービスを開始した平成 29 年度に比較し、今年度のコンビニ交付件数というのは、着実にふえてきてはいるところですが、引き続きマイナンバーカードの作成とともに、コンビニ交付の利便性の周知に努めてまいりたいと考えています。

問（２） 今、マイナンバーカードの普及率そのものが 8.8%、こういう報告

があって、平成 31 年 3 月、すなわち今年度末には 10%にしますよという目標を掲げられていますけれども、わずか 1.2%をふやすことを目標にするっていうのは、余りにも大甘な目標じゃないかというふうに意見を言いたいんですけれども。それについてのコメントをください。

答（市民窓口） 委員、ただいまおっしゃられましたマイナンバーカードの交付率につきましては、本市も伸び悩んでいる実情はありますが、ほかの全国多くの自治体でも伸び悩んでいるという実態があります。

この交付率については、傾向といたしまして、大都市では比較的交付率が高く、人口の少ない市町村では低い傾向にあるというふうに言われております。本市の 8 月 1 日現在の交付率は、8.9%という数字になっております。西三河 6 市の平均の値が 9.5%ということですので、本市は西三河の平均に比べて 0.6 ポイント低い状況となっております。

マイナンバーカードの交付につきましては、コンビニ交付とともに周知、PR を引き続き行っていく必要があると考えております。コンビニ交付の利便性が浸透することで、マイナンバーカードの交付率も伸びていくというふうに考えています。委員のほうから大甘という御指摘もいただいたんですが、まずは今年度中に着実に 10%に到達できるように努めていきたいと考えています。

問（2） 御答弁いただく必要はありませんけれども、高浜市在住の市職員の全員がマイナンバーカードを所有されているんだろうというふうに信じておりますけれども、念のため御確認いただくことをお願いしておきます。

最後なんですけれども、ちょっと平成 30 年度予算になっちゃいますけれども、257 万 5,000 円で組んでおられますけれども、平成 29 年度並みってことになると、250 枚ぐらいしかコンビニ発行はないじゃないかという、そういう考え方もできますけれども、今期、コンビニ発行はどれぐらいを目標とされていますでしょうか。もしお持ちだったら教えてください。

答（市民窓口） 今年度の目標ということですが、先ほど答弁させていただきましたとおり、コンビニ交付のサービスの利便性というのは、市民の皆様にとって非常に高いと考えております。現在、市内に限らず全国のコンビニエンスストアで、必要なときにコンビニ交付サービスを利用することができます。ま

た、市役所の窓口が混み合う、特に3月、4月のように、コンビニ交付を利用することで、待ち時間なくサービスが受けられるということも、大きなメリットの一つであると考えております。

このコンビニ交付サービスに必要な環境を本市単独で設置しようとしても、当然ながら、例えば、委員おっしゃられた250万円の予算額では不可能な数字でございます。今年度、先ほども申し上げましたが、着実にコンビニの交付枚数がふえてきております。

現在の状況でございますが、昨年度122件でしたが、今年度は、この8月までの5カ月間で220件という数字となっております。まだまだこれも決して高い数字であるとは考えておりません。今後、こうした交付状況を引き続き高めていくことで、目標としましては、600件あたりを、まずは目指していきたいと考えております。以上です。

答（ICT推進） 御質問が、69ページの主要成果の負担金の中でございますので、若干、補足させていただきますと、この中身につきましては、地方公共団体情報システム機構の負担金の一部として、コンビニ交付負担金というものが計上してございます。

確かに、今答弁がありましたとおり、出口の部分のところについてコンビニ交付があるんですが、この負担金の中身というのは、マイナンバーを活用した事業に係る内容となります。その中で、コンビニ交付というのは、市民の方が直接、具体的に受けるサービスでございますが、間接的と申しますか、1例を申し上げますと、児童手当の現況届の所得証明の添付というものが、マイナンバー制度によりなくなっております。これは、市民の方の利便性をかなり向上させて、ご好評いただいております内容なんです。マイナンバーを使って市民の方が市役所に訪れなくてもよくなるような取り組みの中の1手段がコンビニの交付でございますので、費用対効果を考える場合につきましては、そのような証明書の添付が不要になったことも含めて、その中で、職員の人件費が減ったのか、あるいは市民の方が来庁する回数が減ったのかと、総合的に分析する必要があります。ただ、残念ながら11月から始まっておりますので、まだ1年分のデータがそろっていませんので、その内容をもって、費用対効果とい

うものは考えていく必要があると思いますので、よろしく申し上げます。

問（２） いずれにしてもマイナンバーカードが普及しないことには、そういったサービスが受けられないわけなので、マイナンバーカードの普及については、市を挙げて市民の皆さんにPRしていただくように希望しておきます。

引き続き、いいですか。主要成果の 82、83 ページ、主要・新規事業等の概要では 15 ページになります。

市税等の徴収事業について、質問させていただきます。主要・新規事業等の概要では、平成 29 年度が 131 万 3,000 円かかったということになっていますけれども、初めに、平成 29 年度から新たに国税OB職員を徴収指導員として採用したとのことですが、徴収指導員の役割や効果については、具体的にどのような面でプラスになったのか、また、今後どのように考えているのかお聞かせください。

答（税務） 御質問のありました、国税OBの徴収指導員として採用した件につきましては、29年度の8月より、国税OBの方を徴収指導員として採用いたしました。徴収指導員の方は、国税の最前線で何十年も滞納整理を行ってきかれる方で、日常業務におきましても、困難事例を含めた事例について、若手職員にアドバイスしてもらおうことで、今まで身につけることが難しかった専門的な知識、それから調査方法を習得することができ、納税者の方との折衝能力の向上を図ることができたと考えております。

実際、徴収率におきましても、個人市民税、これは現年と滞納繰越分を含めた数字ですが、前年度と比較して 0.4%増加、固定資産税におきましては 0.2%の増加、国民健康保険税では 1.9%の増加となっております。

また、徴収率の向上だけではなく、新人職員に対しても徴収業務について研修を行っていただくことで、個別案件に対して相談、それから現場での対応などを行っていただいております、今後も職員全体の徴収知識の習得、納税者との折衝能力を向上させるためにも継続していきたいと考えております。

問（２） もうちょっと細かい話を質問させていただきます。国税OBの方の賃金が 131 万 3,000 円。82 ページを拝見しますと、市税徴収員 2 名の報酬が 283 万 6,000 円。足し算すると 414 万 9,000 円になります。414 万 9,000 円の人件

費に対して 82 ページには、徴収金額として約 2,300 万円徴収できたと記載されていますけれども、念のため、これは間違いはないですというところを確認させていただきます。

答（税務） 国税OBの方は集金業務は行わないんですが、市税徴収員というのが、非常勤特別職という形で分割納付をしていただいている方とか、徴収困難な、役所に来られるのが困難な方について訪問していただき、主要成果に書いてあるとおり、2名の方で年間 7,370 件訪問していただき、徴収した金額が 2,300 万円となっております。

問（2） 費用対効果を考えますと、経費に対して約 5.5 倍の収益を上げたということで、これ、すごい成果だと思います。大変評価をさせていただきたいと思います。また、徴収員 2 人で 7,300 件訪問されたということですが、仮に出勤日数を 250 日としますと、1 人 1 日当たり 15 件ぐらい訪問されたということです。これ一見 1 日、15 件の訪問というのも、並々ならぬ努力を払わないと訪問できない日数だと思います。この徴収員の方の努力に対しても、大変、敬意を表したいと思います。ことしも頑張ってください。

それから、引き続き 83 ページになりますけれども、西三河地方税滞納整理機構負担金というのがあります。徴収率が 62.9%となっておりますけれども、ここに記載されておる徴収金額とか、徴収率に対する評価はどのようになっているでしょうか。

また、ほかの市と比較した場合、この数字が高いのか低いのか。それらのことも合わせて、コメントをいただきたいと思います。

答（税務） 西三河滞納整理機構で、昨年度 62.9%の徴収率ということでありましたが、一昨年、28 年度については 63.1%ということで、ここ数年は 60%台を維持しておる状況になります。

また、西三河滞納整理機構につきましては、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市の 6 市が参加しておりますが、29 年度の徴収率でいきますと、滞納整理機構の 6 市中、高浜市は 3 番目でありまして、真ん中ぐらいになっております。ただ、西三河の滞納整理機構というのが、愛知県全体で 6 ブロック滞納整理機構があるんですが、28 年度、29 年度でいきますと、上位のブロ

ックとなっておりますので、そのブロックの中で3番目ということであれば、かなりの徴収率を維持できているというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（7） 68ページの歳入システム関係なんですけれども、この処理業務の委託料で、中身が要するに、基本料金が昨年と比べて1.5倍で、あと、度数料金が1件当たりの度数料金が前年と比べて高くなっておるんですけれども、あまり、件数は昨年と変わらないんですけれども、これは、こういった形でこの基本料金と処理単価が上がっておるのか。それが、毎年上がっていくのか、そこら辺のことをまず確認したいです。

答（ICT推進） 68ページの歳入システムのほうでございます。これの中身は何かと申しますと、銀行さんのシステムになります。もともと、まずその基本料金でございますが、今回発生いたしましたのは、システムのハードの入れかえがあったために、その入れかえに伴うものでございます。また、度数料金が、年々上がってくるという理由なんです、銀行さんのほうが使うシステムに合わせざるを得ないというのが現状でございます、UFJ銀行さんのほうが、新たなサービスとして納付書がなくても、電子データのみで決済ができる納税システムをお客様確保のために対応するということがございます。そういったものに対応していくと、どうしても単価の見直しをしていかないといけないということになりますので、市と銀行さんのほうとやりとりをした結果、こういったところの金額をはじいたというのが原状でございますので、御理解いただきたいと思います。

問（7） ということは、各銀行が手数料や何か上げていくということは、これの単価が、要するに将来的には上がっていくということと、それから基本料金は、今年度だけのその増額になるのか。毎年、例えば一定の維持管理費みたいなものが出るのか、そこら辺のことも。

答（ICT推進） まず、基本料金でございますが、機械を新しくしたときに、リース料みたいなイメージを持っていただくといいと思いますが、銀行さんが持っているハードを、それを分割して払っていくのが、基本料金になります。これは高浜市単体ではなくて、全ての自治体さんのほうで按分しておるという

のが現状でありますので、今後、昨年でもございましたが、情報の漏えい、今、コンビニのほうの納付というのも進んできたときに、セキュリティシステムや何かを強化せざるを得ないということになると、やはりその、そういったもののハード整備が必要だということで、今後もセキュリティの観点からいけば、これは続いていくという形になっていこうかと思えます。

委員長 ほかに。

問 (15) 3点ばかり、お願いいたします。まず51ページの、職員の衛生管理事業のストレスチェックですけれども、まず、このストレスチェックというのは、これはどういう検査なのか。

それから、例えば高ストレスというふうに判定された方は、例えば、仕事にはどういったような、例えば影響があるかどうかなのか。

それから、もう1点。今この高浜で、高ストレス率が12.7%あります。これは、高いものなんですか。まず、ちょっとこの3点をお願いいたします。

答 (人事) まず、ストレスチェックはどのような方法で行うのか、というところでございますが、まずこれは、国が推奨する57項目。仕事に関する17項目と、最近1カ月間の本人の状態に関する29項目、それと周りの人々のサポートに関する9項目、それと本人の満足度に関する2項目の質問票に、対象職員が個々に答える方法で実施をしております。

その後、個人ごとに集計を委託業者のほうでしていただいて、その結果を職員本人に通知をしますが、その高ストレス者の方には、臨床心理士面談ですとか、医師による指導面接、これは本人の希望で受けることができるようになっております。

そこで、高ストレス者の方の仕事に対する影響でございますが、実際、28年度から始まったんですね。28年度的时候は、その臨床心理士面談まで希望された職員が2名みえました。

ただ、実際には面談をした上では、仕事に影響は特にないだろうということでもございました。

また、29年度につきましては、この臨床心理士面談ですとか、医師面談を希望した職員はおりませんでしたので、その辺は実際、人事のほうに高ストレス

者が誰かというのは把握できておりませんので、その辺は、わからないような状況でございます。

なお、その高ストレス者の率が、12.7%が高いかどうかということですが、全国的な平均としては、大体10%が平均ということですので、若干、ちょっと高いことはありますけれども、委託業者いわく、特に問題ない範囲内だということでございますので、よろしく願いいたします。

問(15) こういった方がなるべく出ないような、指導、監督が必要だと思っておりますけれども、こういったような面に関しては、どのような配慮をしているのか。

答(人事) 29年度の実際に行ったこととございますと、新規採用職員は、まだちょっと慣れない部分もありますので、若手職員成長支援研修というのを開催いたしまして、その中で同期のほうの交流とか、そういう機会も設ける。または先輩職員との交流等を設ける中で、そういった心的不安を解消していくというようなこと。

また、昨年度は管理職リーダー研修というのを実施をいたしまして、この目的としては、ハラスメントの防止と職場内でのコミュニケーション力の強化ということで、部長以下の管理職、それと保育園長、幼稚園長、それと児童センターの館長等を対象に、受講していただくことを行っております。

また、今年度、一応今後予定していることとしましては、管理職向けのラインケア研修というのも実施をしていこうと思っております、管理職からその部下に対してのそういったメンタルヘルスに関する指導ですとか、相談とか、そういったことの知識を習得していただくような研修の機会も今後行っていくことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

問(15) 次は83ページ、先ほどちょっと2番委員からも質問が出ましたけれども、西三河地方税のこの滞納整理機構について、29年度は、28年度に比べて60%近く移管した金額と、徴収金額のところが減っておりますけれども、これ、まず、28年度は何件送られて、29年度は何件あったのか。

それから、この徴収移管金額が減ったっていうのは、単純にこれは、市のほうにおいて、徴収作業が順調に、単純にこれうまくいっているというふうに考

えてよろしいのでしょうか、これは。まず、その点をお願いいたします。

答（税務） 移管件数につきましては、28年度が107件。29年度が98件という形になっております。御質問のありました額が減っておるということは、先ほどの答弁でお答えしておるように、大口案件がなくなっておるということが主な理由となっております。

問（15） 次、もうちょっと質問させていただきたいんですけれども、この移管する基準、どういった場合に滞納整理機構に移管されるのか。

それから、移管された税というのは、滞納された税というのは、これ何年間にわたってこれは徴収事務にあたるのか。

それから、できなかった部分、要するに滞納整理機構に送られても、結局、最終的には何年かわかりませんが、要は徴収できなかった税についてはどうなるのか。ちょっと、その3点についてお願いいたします。

委員長 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

2款の質疑を続けます。

答（税務） 西三河滞納整理機構についての御質問ですが、1点目の引き継ぎ、移管する基準ですが、原則、個人市民税住民税の滞納があり、他の税と合わせた滞納額の本税で50万円以上の困難案件のもの。

それから、住所または所在地が愛知県内にあるもの。滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認めるものについて、滞納整理機構のほうに移管しております。

また、滞納整理機構に移管する期間ですが、原則1年。1年経過したものにつきましては、市のほうに戻されて、市のほうで今度は個別に折衝していく形になっております。

委員長 ほかに。

問(15) これは1年間だけですか、滞納整理機構で徴収する期間というのとは。

答(税務) 先ほども御説明させていただきましたが、各年度90何件、100件と送るんですが、それについては1年経ったら戻して。そうじゃないと、毎年送る形になってきますので、原則1年という形でやっております。

問(15) あと1点、お願いします。主要成果の85、87ページの関係ですけれども、戸籍住民基本台帳事務事業において、これちょっと僕も確認したいんですけども、マイナンバーカードが交付されたあとに、この住民基本台帳カード、要するに住基カードですか、これはまだ発行されるんですかね、これは。その点ちょっと確認したいんですけども、これ。

答(市民窓口) 現在、発行はしておりません。いずれマイナンバーカードのほうに統一していく形で考えております。

問(15) これ今、見させてもらいますと、27年度に住基カードが42件、28年は一表示で、多分これはないと思います。29年が、そもそも発行した欄がありません、これは。

こうした、住民基本台帳カードを交付するのには当然、カード発行機のリースがここのところにありますよね、これは。見ると49万円あります。そもそも、やっていないのにカード発行機をリースする必要があるのかと思って、これは。

答(市民窓口) 先ほど御答弁申し上げたんですが、基本的にこちらはマイナンバーカードのサービスのほうのネットワークの運用を連携していくということで、つけさせていただいております。

問(15) ということは、まだこれは、市民からの申請があれば、まだこれは、要するに、住基カードを発行していくということでもいいですか、これは。

答(市民窓口) こちらのカードなんですが、カードは、マイナンバーカードを交付するシステムとして活用しております。

委員長 ほかに。

問(15) この87ページのカード発行機、(2)の表中にカード発行機借上とありますね、これ。これは、マイナンバーカードに関係するんですか、マイナンバーカードのことですか、これは。

答(市民窓口) こちらは、マイナンバーカードを交付するシステムでござい

ます。

委員長 ほかに。

問（9） 主要成果の75ページの防災活動事業の下のほうの市備蓄倉庫。きのう、現地調査のほうで、高浜中学校の備蓄倉庫を見学したわけですがけれども、本年度として、高取小、港小、高中ということで、防災倉庫が設置されたわけですがけれども、あと主要新規のほうで11ページのことですがけれども、港小の場合、当然、津波の避難とか、そういう災害が想定される場合に、そこの中に入っている備蓄の資器材ですか、それが現在、同じようなものが、大体、ほかの備蓄倉庫にも入っていると思うんですがけれども、その場合に、何かそういう災害が想定される場合に、どうされるのか、ほかの南部地域の防災倉庫のものを使うとか、そういう予定はされているのか。

答（都市防災） 委員のおっしゃるとおり、災害の状況によりましては、港小学校については津波のリスクがあるというところで、使用できないケースも想定されますが、全ての災害において使えないということは想定しておらず、他と同様に整備は進めております。

実際、災害が起こって、そういったおそれがある場合は、委員おっしゃるとおり、例えば高台の高浜小学校への避難をお願いしておりますので、そういったところの資器材を使っていく。また、地域のまち協さんとも調整を図りながらの対応となろうかと思えます。よろしくお願ひします。

問（9） 次に、主要成果の81ページ。下のほうの土地・家屋台帳履歴、主要新規でいう13ページ。ここの部分で、成果・実績のほうで、この土地・家屋システム構築が平成30年3月で一応終わったということで、実績になつたわけですがけれども、この内容としては、紙台帳の和紙に比べ明確かつ軽易に内容を確認できるということになっておりますけれども、この台帳自体が、この平成30年6月の時点で、私がちょっと1つ台帳を調べに行ったときには、まだ古い台帳になっていたわけですがけれども、その辺の予定が遅れているのか、今現在は、整っているのか。

答（税務） こちらのほうにつきましては、委員おっしゃるとおり、従来、紙で台帳閲覧していただいていたんですが、それについては法務局から登記の

中身を手で書き写し作業とかがありました。

今回、このシステムを 30 年 3 月に導入完了いたしましたので、本年度以降につきましては、法務局からのものについては、電子で受け取りをするため、その各作業が減る形になります。

また、御質問のありましたことつきましては、30 年 3 月に完成したんですが、動作確認だとか、データの内容をチェックしておったことから、7 月 1 日からシステムのほうが稼働しておりますので、今は電子のほうで、実際に土地台帳の閲覧をしていただいております。

問（7） 主要成果の 75 ページ、（1）高浜市防災会議、それと国民保護協議会の開催。このことですけれども、開催日が 1 日なのに、支出額が細かくて申しわけないですけれども、2 会議となっておりますけれども、これはメンバーが違うのか、それとも時間をずらしておるのか、そこら辺のことを少し理由を。

答（都市防災） 御質問の防災会議及び国民保護協議会でございますが、委員おっしゃるとおり、メンバーにつきましては同じメンバーとなりますが、時間をずらして別の会議という形で開催をしております。

昨年度と比較いたしますと、例年、国民保護計画ですが、計画の変更自体は行っておりますが、軽微な変更ということで、協議会を開かずに、事務局レベルでの変更が可能でしたが、29 年度におきましては、協議会の開催が必要ということで、防災会議終了後に国民保護協議会を行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

問（7） ちょっとお聞きするんですけども、これ別に、会議名は、中身というのが大幅な違いがあるのか。同じメンバーだったら 1 日において、なぜ 2 回分の支出が出てくるのか。1 日分の 5,800 円、それで済むと思うんですけども。そこら辺の考え方。やっぱり各協議会の会議名で違って支出しているのか、そこら辺のことを。

答（都市防災） 高浜市地域防災計画及び高浜市国民保護計画という別の計画がございます。それぞれの計画の修正におきましては、防災計画においては防災会議で、国民保護計画においては国民保護協議会において協議を重ねて承認

を得るという流れになっておりますので、会議体としては別になりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

問（7） いや、おかしいじゃない。1日で足りることを、なぜ2日分出さないといけないのか。そこら辺のことを聞いとるんだけど、はっきり言うと。

答（都市防災） 繰り返しの答弁で大変申しわけありませんが、対象となる計画が異なりまして、協議内容も異なってくる関係で、別会議という形をお願いしておりますので、御理解賜りますようによろしく申し上げます。

問（7） いや、くどいように申し訳ないけれども、メンバーが一緒なのに、なぜ2人分も払わなければいけないのか。2人分も、1人あたり。そこら辺のことをもう少し考えてほしいです。

答（総務部） こちらにつきましては、報酬として支払われているものと理解いたします。報酬についてそれぞれ別々の会議でございますので、別々の会議に対しての報酬をお支払いをした。このことについては、行政実例上も問題はないものと考えております。

問（7） いや、理由は分かるんだけど、それでは別にメンバーが同じで、会議名だけが違うことで、同じ日に別に何もやらんでも、それは相手の都合もあるだろうけれども。そういったことが要するに考えられないかということなんだけど。同じメンバーだったら、別に1日分でいいんじゃないかなというふうに、会議名が違って。それを要するに、アンドにすれば、別にいいことじゃないかというふうに思うんだけど。

答（総務部） 繰り返しになりますが、違う会議をたまたま委員の方が同じであった。違う会議をそれぞれ別々に行う場合は、報酬についてはそれぞれの会議に支払う必要があるという理解によるものであります。

委員長 ほかに。

問（12） 何点か、お聞きしたいと思います。41 ページ、2款1項2目の委託料「固定資産税等の賦課徴収を怠る行為の違法確認等請求訴訟等委託」というのが10万8,000円出ています。これは、住民監査請求で合議不成立になったものを提訴されて、5日目に市が、商工会の固定資産税を課税したということで、この際の弁護士費用を、40万円ほど契約したものを、10万8,000円に契約し直

しているというものだと思います。

これ、提訴される前に、固定資産税等を課税をすれば、こんな契約金は必要なかったのと思うんですが、その点、無駄遣いになると思いますが、その点とはということと、44 ページの2款1項3目、いろいろ交付金が出ていますが、この交付金は、交付するときにも何をするかということで、かなり検討されると思うんですが、金額を全額使ってしまうのか、足りない場合はどうなるのか、また、余った場合はどのようにしているのか、お示してください。

それから、49 ページ、2款1項7目のところですが、職員管理費ということで、障害者雇用の問題で、国が雇用する障害者数を水増ししていたという問題が昨今出ています。国のほうは、昨年6,900人雇用したと発表したんだけど、実際には、3,460人の水増しをしていたと。国だけではない、自治体もということが出ていますので、この高浜市ではどうかということをお聞きします。まず、それまで。

答（監査） 1問目の件につきましては、議員の皆様方にも情報提供させていただきましたが、過日、住民監査請求を受理したところでございます。今後、監査に入っていまいりますので、答弁のほうは控えさせていただきたいと思っております。

答（総合政策） 44 ページの市民予算枠事業交付金の関係でございますが、こちらにつきましては、必要となる額を各まちづくり協議会が、地域の団体も踏まえて、学区として要求をしてきた額を交付しておりまして、あまり足りないときはないんですが、不測の事態のときは、各まちづくり協議会は予備費というものを持っておりまして、そこから自分たちの財源の中から捻出をしていると。市民予算枠事業交付金については、余った分については、精算をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

答（人事） 障害者の法定雇用率について、国や他の自治体で水増しをしていたという件で、高浜市はどうかということなんですが、高浜市の場合、障害者雇用率の算定上、計上している障害者の実人数4人に関して、障害者手帳のコピーを全員から事前に提出をさせていただいております。また、この4人からは、障害者雇用率の算定において計上することに対して同意書もいただいております。

すので、適正に管理してるといふふうに認識しておりますので、よろしくお願
いいたします。

問（12） 雇用率でいくと、国のほうは雇用率を上げるようにという今年から
の通達も出ているようですが、高浜市はどれくらいの雇用率なんですか。

答（人事） 今、委員おっしゃられた法定雇用率は、この30年4月から、これ
までの2.3%から2.5%に引き上げられました。高浜市の状況ですが、4人障害
者がおりますが、このうちの2人が重度障害ということで、この2人について
は1人で2人分の換算になるということで、トータルで6人が障害者雇用率の
算定上の人数になります。障害者雇用率算定上の職員数が211.5人であること
から、本市の障害者雇用率は2.84%ということで、2.5%を上回るというこ
とで達成できているということでもありますので、よろしくお願いたします。

問（12） わかりました。52ページですが、2款1項8目、広報広聴事業のと
ころで、広報たかはまの発行が1万3,400部作成となっておりますが、先日、理
事さんをやってみえる方にお聞きしたら、いつも5部から8部ぐらい余ってし
まうというお話を聞きました。こんなに余るっていうのは、とてももったいな
いですし、それから、町内会に入っていない方はもらってないわけで、ちょっ
とそのあたり、もともと1万7,000世帯ぐらいですかね、今あると思うん
ですが、全て配るのが本当ではないかと思うんですが、その点、お聞きいたし
ます。

答（総合政策） まず、御質問にありました、理事さんから、5部から8部、
いつも余るんだけどというところがございますが、毎年4月になったときに、
各町内会さんに町内会の広報等の配布等々の説明もするんですが、その際
に、加入世帯がふえたとき、タイミングがありますので、そのときに対応でき
るよ
うにということ
で予備は入れてお
るんですけども、
あまりにも予備部
数が多いときは、
理事さんなり会
長さんなりから届
けをいただいて、
減らすというよ
うなことも随時行
っております。

世帯数に対して、発行部数が少ないんじゃないかというようなところでござ
い
ますが、町内会を
経由して、基本配
らせていただい
ております。町内
会未加入の方につ
いては、コンビニ
や公共施設に設
置したり、今では
デジタル広報と
いうことで、登
録いただければ、
広報がスマートフォン
等々に配信されるよ
う

な仕組みもとっておりますので、そういった形で、多くの方に見ていただけるような環境を整備しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（12） 今、町内会も約半数ぐらいですか。どこの町内会も減っているというようなことも聞いているんですが。町内会を通じてこの広報たかはまを配っているというのは、非常に半数近い人がもらえないということになりますし。それから安城でしたか、広報を配るのは町内会ではなくて、別のルートをつかって配っているというようなこともお聞きしています。費用も少し安くてやっているということも聞いてますので、そういう制度を使って、みんな税金を納めているわけですから、広報たかはまを受け取るのは当たり前だと思うんですが。それで、配布を別にしてはどうかということなんですが、いかがでしょうか。

答（総合政策） 御質問の関係で、町内会の加入率が低下してきているからというようなところがあったと思うんですが、安城市が行政連絡員等々というような制度で配布しておるといふのも承知しております。

ただ、やはりお話にもありましたように、費用が現状と比べてかなり上がるというようなところも検討の中ではありましたので、ちょっとそういったところは、現在、まだ高浜市としては考えていないというような状況にあります。

ただ、広報のみならず、まず情報を伝えるというところで、そもそもの広報の、市の情報発信のあり方全体を今、再度検討し直しておりますので、そういった中で、広報というものがどういうような立ち位置で、どういったターゲットに、どういったものを伝えるかというようなところで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

問（12） 町内会が減っているところに、そういうサービスも届かないということになると、ますます町内会の加入率も減ってしまうのではないかという懸念もありますが、まず、そういう点でぜひ、一考をお願ひしたいと思ひます。

それから、55 ページ、2 款 1 項 11 目、公用車管理事業のところ、高浜市総合サービス委託が市有バス運転業務となっておりますが、これは年齢制限などはあるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

それから、56 ページ、2 款 1 項 11 目、土地・建物借上料で、105 万 1,052

円が来庁者駐車場。それから、市の職員駐車場もあるんですが、これ、来庁者駐車場、庁舎を建てるときのためにということをおっしゃっているんですが、これはいつまで借りておくのか、何のために借りてあるのか、その点お聞きいたします。とりあえずそこまで。

答（行政） まず、1点目の市有バス運転業務委託につきましては、こちらにも記載がありますが、総合サービスに運転業務を委託をしております。その中で、運転手を選考されておるということを聞いております。

2点目の市役所本庁舎整備事業の駐車場の件につきましては、庁舎の整備にあたりまして、臨時駐車場のほうが減少するということで、新たに臨時駐車場を借りるということで、全体で79台分の確保をいたしました。

答（総務部） まず、1点目でありますけれども、バスの委託について、年齢制限を設けて委託をしているのかということにつきましては、雇用の関係については、総合サービスに委ねられておりますので、市のほうで特に年齢制限を設けて、委託は行っておりません。

次に、56ページの主要成果の（6）の部分で、市役所の臨時駐車場をいつまで借りるのかということをごさいますけれども、市役所の臨時駐車場につきましては、57ページのところに、臨時駐車場の借上料がございます。今回、市役所の整備に伴いまして、新たに借り上げたものでございます。56ページの（6）の来庁者臨時駐車場は、従来、職員駐車場として用いていたところがございます。

委員長 ほかに。

問（12） 59ページ、2款1項12目、昨年、（3）で「たかはま未来カフェ」を開催されたんですが、これ、金額は18万2,952円ですか。未来カフェにみえた参加者は、市民の方は22名か23名で、あとは職員が10人だか11人入ってみえたというふうに聞いていますが、市民の声を聞くということであれば、職員がいて、なかなか思うようにしゃべっても聞いてもらえなかったりということもあったようで、本当の市民の声を聞くということにはならないのではないかと思うんですが。一日縛られるのが嫌というような声もあったり、食事を出すからみたいな、出さなくなりましたけれども、問題もあつたりと、やっぱり

なかなか人が集まらないという担当の苦勞も聞くんですが、もうちょっとこう、ことしもあるようですが、工夫をされるべきだと思うんですが、その点ではどうなのでしょう。

答（総合政策） 御質問のありました、「たかはま未来カフェ」についてですが、参加者については市民が 23 名、市職員 26 名というような形で、当日行われましたが、こちら、総合計画を策定する際に、市民の皆様からの御意見や考えを聞く一個の手段として、昨年度は行わせていただきました。

なので、意識調査やパブリックコメント、そういったような市民からの声を多く取り入れるための手段として、開催をしたというところがございます。

特に、今までそういった市のところに関わってこなかった人、人材の裾野を広げたいというようなところもありまして、無作為抽出で呼びかけをさせていただいたんですが、委員御指摘ありましたように、ちょっとなかなか人の集まりが悪いというところもありました。

今年度も同様に開催をしてまいりたいと考えておりますが、多くの人に来てもらうというようなところについては、重々留意をして進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

問（12） 今までみえてなかった方がというか、今まで市のことを、あまり直接関係がなかったような方というのは、どれぐらいみえたのでしょうか。お示してください。

答（総合政策） 先ほども市民の方 23 名というような話をさせていただきましたが、そのうち 11 名の方が、無作為抽出で来ていただいたというような形になっております。よろしく願いします。

問（12） 23 名、参加の市民がみえたということですので、約半分は、直接市役所と関係なかったということをおっしゃいましたが、出席された方に聞くと、周りの方は結構、市のいろんな行事っていうのか、いろんな関係で、関係があるような方もみえたようです。

そういう方がみえてもいいんですが、やっぱりたくさんの方がみえるような、工夫はされていくべきだと思います。

それから、66 ページ、2 款 1 項 13 目、広域行政推進事業ですが、名鉄三河

線の複線化促進期成同盟会負担金が1万円出ていますが、それとリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金6,000円。これ、名鉄三河線については複線化を願っているわけですが、それと、今、碧南で止まっちゃっていますが、これの見通しってというのはどうなのでしょう。お示してください。

答（総合政策）　こちらにあります名鉄三河線複線化期成同盟会の負担金でございますが、こちらについては活動状況等を報告をさせていただくんですが、複線化に対しての名鉄への要望会、また、名鉄ハイキング等々の情報提供、商工会団体による三河線の活性化、2年ごとに、あと名鉄利用促進のためのイベントを今、現在行ってはおるんですが、今御質問ありましたように、まだ複線化の実現には至っておりませんし、また、碧南から向こうのというところにも、まだちょっと手がついておりませんが、ただ、こうした要望会を引き続き行っていくことが重要であると思いますので、引き続き活動のほうは続けていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員長　質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時。

休憩　午前11時51分

再開　午後1時00分

委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局側をお願いいたします。質疑に対しては、簡潔かつ明瞭に答弁されますようお願いいたします。

2款の質疑を続けます。

問（12）　66ページ、2款1項13目、広域行政推進事業ですが、先ほど言いました、リニア中央新幹線の負担金が6,000円出ています。これ、大村知事が建設促進期成同盟会の会長で、トンネルをつくっていく環境破壊、それから莫大な国民負担と電力浪費など、さらには、ゼネコンの巨額談合事件もありました。住民は、JR東海に対してストップリニア訴訟を起こしています。こんな問題だらけの事業に、期成同盟会の負担金を出すのは問題だと思います。道理のない事業で、公益性もありません。さらに、3兆円もの公的資金が投入され

ている国策事業でありながら、私企業だということで、談合問題で情報を出していませんので、こんなJRの隠蔽体質も問題ですので、負担金は出すべきではないと思いますが、その件でお願いします。

それから、68 ページ、先ほど出ましたマイナンバーカード。ふやせというような意見がありました。マイナンバーカードにしていくと、いずれは丸裸にされてしまうという懸念があるということもありまして、外国ではやめたところもあるというふうなこともあって、カードをつくらないでいるという方もみえますので、無理こやっこにふやせというだけでは問題が解決しないと思いますが、その点での意見。

それから、76 ページ、2 款 1 項 18 目、(3) で、これ、備蓄食糧品等の購入がありますが、まちづくり協議会などに委託をしているかと思うんですが、消費期限の確認などは、以前、消費期限が過ぎてしまったというようなこともありました。どのようにしてみえるのか、お示してください。

86 ページ、2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費、これ、窓口業務委託や総合窓口業務委託で 2,249 万 8,560 円と、239 万 8,680 円ですかね。総合サービスに委託していますが、これ、プライベート問題に関する情報であり、職員にすべきと考えますが、これについての意見をお願いします。

答(総合政策) リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会でございますが、リニアの開業が東海地方にもたらす影響、いわゆるリニアインパクトにつきましては、この、ものづくり企業が集積します高浜を含めた三河地方にとっても、リニアが完成すれば、ビジネス交流の活性化、地域経済の活性化が図られると考えることから、引き続き愛知県と市町村、経済界と連携して、こういった促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

答(ICT推進) 社会保障と税番号制度でございますが、御指摘のとおり、個人情報でございますので、やはりセキュリティのところは十分注意しながら、それにかわる利便性もございますので、セキュリティを気をつけながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答(都市防災) 御質問の備蓄食糧品の管理の状況でございますが、御質問の中でまち協というお話がございましたが、食糧品につきましては、市の職員で

管理をしております。管理表をつくりまして、適正管理に努めておりますので、よろしく願いいたします。

答（市民窓口） 86 ページの窓口業務委託の件でございますが、現在委託をしている範囲というのは、総務省において示していただいた委託の範囲内となっておりますので、法的には問題ないと考えております。

問（12） リニアの問題では、ものづくりの面で地域交流が必要だというようなお話がありましたが、談合事件があったり、これができても莫大な国民負担になること。それから、電力浪費が何倍でしたか、あるわけですが、さらには環境破壊もありますから。ゼネコンの巨額の談合事件もありましたけれども、それについても、何も。

委員長 内藤委員に申し上げます。当委員会は平成 29 年度決算について質疑を行う場であって、意見を述べる場ではありませんので、留意願います。

意（12） はい、関連した意見ですので。ですから、非常に問題だと思います。そういうことです。

問（4） 主要成果のところ、61 ページになりますけれども、高浜市まちづくり協議会サミットの開催ということで、このことでちょっとお聞きしたいんですけれども、いろいろ、まち協がたくさんあるかと思えます。こちらのほうの、内容のところをちょっと見させてもらっていると、いろいろ書かれているんですけれども、私のほうの質問の意図としては、まち協がそれぞれの団体が各地域をまとめて頑張っているということは、非常によくわかるんですけれども、ただ、日程が場合によっては、同じ日に、たくさんのまち協がいろいろなイベントを開催しているというようなことがあるものですから、こちらのこのサミット等で、そういった日程調整みたいなようなことをやっているのかやっていないのかということ、ちょっとお聞きしたいと思ひまして。

答（総合政策） 御質問にありますように、サミットではいろいろな意見交換をしております。その際、来年度何をやるか、一番最後のところでは、来年度、11月のときでは、来年度、こんなことを予定しておるといようなことも検討しておりますし、7月の時点では、実際に事業計画がかなり固まってまいります。日付けも固まってまいりますので、極力、日程調整のほうも情報共有を図

っておるんですが、例年同じような日程でやっているようなところで、どうしてもちょっと動かせないというようなこともありまして、ちょっとかぶってしまうこともあります。そういった情報共有については努めておりますので、よろしく願いいたします。

意（４） その辺のところもよくわかるんですけども、ただ、同じ高浜市内が割と狭い地域なものですから、日程がちょっとでもずれていると、違う地域にも顔を出せて、そうすると、ある面でいくと、まちづくりといいますか、市民の交流の場が、また、たくさんできるんじゃないかなと思って、ちょっと質問させてもらいました。以上です。

委員長 ほかに。

問（３） 主要成果の 42 ページ、2 S の活動なんですけれども、この 2 S 活動、進捗状況というのは、どれぐらいな感じになっているんですか。順調に進んでいるんでしょうか。

委員長 答弁を求めます。

答（行政） 2 S 活動につきましては、全庁的に取り組んでおります標準化活動において、今までに業務管理票、ファイリングという形で、各グループのほうで進めさせていただきまして、昨年度は最後、仕組み図というフロー図のほうを作成して、文書等につきましては、削減が図れるように努力をしております。

問（３） 全体の工程の中で、どのぐらいの割合が進んでいるのか、わかりますか。

答（ICT 推進） まず、その昨年度 29 年度の取り組みから、ICT 推進グループのほうへ業務が引き継がれておりますので、昨年度の内容から繰り返しになりますが、昨年度は紙データの圧縮を図っております。

イメージしやすいように申し上げますと、おおむねどれぐらいかというところ、3 段のロッカーに入っていた紙の書類が、それを横に並べますと、ほぼ畳でいくと 18 畳のいるスペースが確保できたことが 29 年度での実績となっております。

今年度、この 2 S 活動を引き継いで、この一環として電子化を行いましたけ

れども、この電子化につきましては、今後、その合わせて行っておった業務の標準化作業というものを、今、30年度に実施いたしまして、これが9月末日でおおむねルーチンワークの整理がつきましましたので、今後は、ルーチンワークのものを効率化するために、システム化をするのか、あとは外注をするのか、それと人件費との比較、検討をした上で、さらなる改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

問（3） 今、ICT推進グループのほうに変わったということで、今後、例えばこれ進めていって、電子データになって、今、庁舎内もICT化を進めていくという部分があると思うんですけれども、そこら辺との関連というのは、今後出てくるのかどうか、データの取り扱いだとかで。

答（ICT推進） 今後、電子データを主にやってまいりたいと考えてございます。その中で、これ、平成30年度の計画になりますけれども、平成30年度については、その電子データを具体的に使うシステムとして、当初予算のほうで、タブレットによる会議システム等を導入するように、今、検討中でございます。

合わせて、今後発生する紙媒体というものを、今後どうしていくのかということがございます。平成29年度は、委託をいたして、一気に減らしたわけですが、今後は、その紙データを定型業務として、電子データになるような取り組み。具体的には、今ある機器がいろいろございますけれども、今のプリンターが、耐用年数も過ぎておりますので、次年度の入れ替えを、今、検討しております。そのときに、紙を打ち出さずに、電子データ化できるようなものがないかというふうに、今、検討中ございまして、それを次年度の予算で御審議いただきたいというような予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

問（3） また、いろいろと聞かせていただきたいと思います。

52 ページ、2款1項8目、広報広聴活動費。（4）その他で、フェイスブックだとか、デジタル広報紙（マチイロ）等、使っていただいているということですが、実際、この登録者だとか、フェイスブックでの「いいね！」だとか、そういったアカウント。ここら辺がどういうふうに推移をしているのか、

教えてください。

答（総合政策） 市の公式フェイスブックの実績でございますが、平成30年8月20日現在でございますが、770件の「いいね！」をいただいております。4年間で770件の「いいね！」というような形になっております。

デジタル広報紙（マチイロ）ですが、こちらにつきましては、平成30年9月3日現在で、30代の方を主に中心に、335名の方に登録をいただいているというような状況になっております。よろしく願いいたします。

問（3） 先ほど、ほかの委員より広報紙の話もありましたけれども、各年代だとか世代別とかでも、いろいろと広報の発信の仕方があると思いますので、あくまでも全てが紙媒体ではないと思いますので、そこら辺のことも今後、よろしく願いいたします。

それから、58ページ、総合計画進行管理事業で、推進会議等だとかの中で、施策評価シートとかが出てくるとは思いますけれども、そこら辺、この間もちょっと推進会議で、見やすさ云々というような話が出ておりましたけれども、今後、どのような形でこういった評価シートというのは変わっていくのか。例えば、審査会の委員さんが見てもわかりやすいだとか、議員の中でもそういう話がありますけれども、議員さんが見てもわかりやすいものになっていくのかどうか、そういったところはどういうふうに考えておりますでしょうか。

答（総合政策） 施策評価シート等のシート関係ですが、委員さん、議員の皆様も含めて、一般市民の方が見てもよくわかるような、何がどう変わっていくのか、何が課題だったのか、それをどう改善したのかということがわかるようなシートに変えていけるように、現在、検討しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（3） よろしく願いします。

それから、61ページ、企画費のところですがけれども、先ほど、まち協のサミットの話がありましたけれども、まち協サミットを実際に開催してきて、まち協サミット自体の進め方だとか、あと、参加される方への各いろいろな事業への理解。市がなぜこういった地域内分権をやっていくのかという理解等、しっ

かりと理解をいただいているのか、そういった変化だとか、そういった効果があるのかどうか教えてください。

答（総合政策） まち協サミットですけれども、こちらの主要成果 61 ページにもありますように、昨年度は、市民予算枠事業の内容を少し変えておりますので、そういったところを、しっかり運用が図れるように検討をしてきておるところでございます。

まちづくりそもそもの部分につきましては、やはり、それぞれのまちづくり協議会さん、今、出席いただいている会長さんや事務局長さんは、結構長い方が多くなってきましたので、そういったような思いというのは、重々理解をいただいているのかなと思いたしますが、今後、入れ替わりも発生してくると思います。そういったときに、こういった場を通して、その思いをつないでいけるようにしていきたいと思っておりますので、効果は出ているのかなと思っております。よろしく願いいたします。

問（3） まち協に関しては、いろんな意見もありますので、そこら辺も踏まえて、しっかりと整理をできるようにしていってもらえればなと思います。

それから、69 ページ、もし、わかれば教えてほしいんですけれども、先ほど証明書等のコンビニ交付の実績の話で、122 件というところで、こういった、例えば、地域で、こういった時間帯が発行を多いとか、そういうのがわかるのかどうか、教えていただければと思います。

答（市民窓口） 申し訳ございませんが、発行時間帯までは、データとして持ち合わせておりません。

問（3） コンビニでも、どこの小学校区のコンビニが多いとか、そういうのもわからないですか。

答（市民窓口） 担当のほうからいただいたデータでは、ちょっと発行地区ごとのデータを持っておりません。また、もし戻って、そういう資料がございましたら提供させていただきたいと思えます。

問（3） よろしく願いいたします。

73 ページ、防犯対策費のところなんですけれども、今回、4 基カメラを新設をしているということなんですけれども、その指定、新設をした設置箇所の基

準というんですか。どういったところで、どういう理由でつけたというものが、もしわかればということと、今後、財政上のこともあるとは思いますが、防犯カメラをふやしていく予定があるのかどうか。あとは防犯カメラ等、警察から、いざ捜査の協力の要請があったときに、どういうふうに動いていくのかということも、ちょっと教えていただければと思います。

答（都市防災） 最初の御質問の、防犯カメラの設置基準でございますが、本市の場合、町内会の方とまち協の方、また、警察等で構成をされております高浜市防犯ネットワーク会議という組織がございます。その中で、どこにつけたらよいかというところを、皆さんの意見をいただきながら決めていく形になります。

具体的には、この4基につきましては、市内の主要交差点であり、また、通学路であり、こういったところを視点に入れながら、4カ所の設置を進めているところでございます。

また、今後につきましても、先ほど申しましたネットワーク会議の中で、話し合いを進める中で、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、警察へのデータ提供でございますが、これまで10件以上ございまして、生活安全課、交通課、地域課など、さまざまな課から要請を受けて、提供をしている状況でございます。以上でございます。

問（3） 74 ページなんですけれども、窓口業務で、「ポルトガル語通訳等の委託」というのがありますが、実際にポルトガル語を使われるブラジルの方も非常に多いかなと思うんですけれども、その他の言語を、例えば今だと、海外からベトナムの方も非常に多いのかなというふうに感じますので、そこら辺、ほかの外国語について、どういうふうに考えてみえるのかと。

あと、人口の分布、国別の分布とかそういったものをある程度考慮して、今後、多言語化をしていくのか、そこら辺を教えていただければと思います。

答（ICT推進） 多言語の関係につきましては、今年度の取り組みの内容でございまして、現在、携帯端末のパターン。あとは、窓口を設置するタブレットパターンの2通りを今、検討中でございますので。

携帯型の端末については、現在、小・中学校に1台ずつ配備いたしまして、子供を中心とした多言語対応の実証実験を検討中でございます。

窓口に設置するタブレット型端末につきましては、これも、全国の自治体で4自治体を選定されるうちの1つの実験対象として、本市で実験をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

問(3) 78ページ、防災リーダー養成講座のところなんですけれども、これ、まずちょっと聞きたいのがフォローアップ編で、「家具の転倒防止を効果的に行うための方法について、講演と実際に工具を用いた演習」ということで、29名ということなんですけれども、開催をする、例えば、これの周知方法だとか、例えば、来ている方が、転倒防止をしていない方が参加をされているのか。そういった方が参加されているのかというのを、ちょっと教えてもらえたらと思います。

答(都市防災) まず最初に、フォローアップ編の参加者の周知の方法でございますが、今回フォローアップ編ということで、基礎編と避難所編を受けられた方を原則対象として、申し込みを受け付けております。

ですので、これまで受けられた方に個別に案内を差し上げて、「フォローアップ編を開催するので、よかったら参加してください。」という形で、個別案内をしているのと合わせまして、広報等でも周知を図っております。

参加者は、主に町内会の防災部長さんですとか、あと、婦人の会の方、日赤の方等々、参加をされておみえになりまして、講義の中で、「御自身の御自宅は家具の転倒防止をされてみえますか。」と、講師の方が聞かれますが、約半数の方がしてみえて、半数がしてみえないという状況でございます。

問(3) また、普通の一般の家庭の方等のとこまで、町内会で参加をしてくださった方から通じるような形も、とれるような形を考えてもらえるとありがたいなと思います。

80ページ、自衛官募集事業のところでもちょっとお伺いしたいんですが、この広報活動とかは、ずっと毎年やられていると思うんですけれども、自衛官として、なりたいよという方が、高浜市で応募された方であったり、採用された方等の人数だとか、そういった成果があるのか、教えてもらえたらなと思います。

答（行政） まず、成果につきましてお答えさせていただきますと、2年度前のときには、自衛官ということで応募された方が3名おみえになりまして、そのうちの1名の方につきましては、航空自衛隊ということで、近年なかった方が応募をしていただいた。

昨年度の状況につきましては、1名の応募になっております。

意（3） マスコミかなんかでちょっと見た記憶があるんですけども、今だと消防、それから自衛官、警察という部分に対して、若者が就職の先として、非常に興味を持っているというのもあります。

自衛官さんが、今後もそうかもしれませんけれども、災害被災地において努力をされている部分をやっぱり皆さん見ているので、そういった部分でも、また、自衛官というものが、非常に大切な仕事であるというのを若い子たちにも知ってほしいので、そういった部分も含めて、実績が出るような形で進めていってもらえればなと思います。よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、2款、総務費についての質疑を打ち切ります。

3款 民生費

委員長 質疑を許します。

問（2） では2件、質問をさせていただきます。

主要成果の137ページ、臨時職員賃金で5,470万円ほど適用されています。この内訳として、臨時職員賃金の内訳に利用者支援員、ちょうど真ん中ぐらいですけども、産休代替職員の費用として、81万円ほど計上されています。具体的な中身について、御説明をお願いします。

答（こども育成） この利用者支援員というのが、29年度新しく出てきたわけ

ですが、本年3月に保育園の事務の担当職員が産休に入りまして、この職員が担っておりました窓口業務、これは、利用調整の窓口と、利用許可の内部事務を補助する臨時職員として雇用しております。

この利用者支援員につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の対象事業として、国及び県からそれぞれ3分の1の補助をいただいております。国では、いわゆる保育コンシェルジュと呼ばれている事業として、その補助として雇用しております。

問(2) 引き続き139ページになります。ちょうど真ん中ぐらいのところに、保育園の備品購入費ということで、AEDを購入されています。市内の園の設置状況を教えてください。

また、高取幼稚園、保育園の分は、これは廃止されたらどのようになる予定ですか。合わせて、御説明をお願いします。

答(こども育成) AEDの設置の状況でございますけれども、市内幼稚園・保育園と児童センター等の設置状況についてですが、公立園は、今回、整備をしまして、公立幼稚園及び保育園に、全て設置されたこととなります。

私立園については、吉浜保育園、児童センターが共用。よしいけ保育園とデイサービスが共用。中央保育園と児童センターが共用。南部保育園は、デイサービスと共用で設置されており、翼幼保園、吉浜さんさん保育園にも設置をされております。

この使用方法については、毎年、消防署にお願いして、救急救命講習を実施をし、おおむね3年に1回程度のサイクルで職員が受講できるようにして、使えるようにしております。

なお、高取幼稚園・保育園の廃止後については、未設置になっております東海児童センター等の公立の施設に移設することを考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

問(7) 135ページと137ページの中で、民間保育所運営委託料。これが、定員に対して保育士さんの人数が変わらないのと、それとあと、吉浜については、定員に対して保育士が多いということみたい書いてあるんですけども、

それは多分、年次の低学年に対しての、多分、人数のあれで保育の数が決まってくるとは思うんですけども。

あともう1つ、一番あれなのは、これがいいのか悪いのかはわかりませんが、運営委託料が年間の児童数というのか、定員によって1人当たりの値段が若干ちょっと違って、3万円ほどの開きが出てきておるんですけども、その理由というのは、どういったことか。年間延べ園児数で割ってみると、どうしたことで、こういった1人当たりの委託料が違ってきているのか、3万円ぐらい、人数で割ってみると。そこら辺をちょっと。

答（こども育成） まず、職員の配置でございますけれども、定員等大きい括りの中で見られると少しわかりにくいんですが、子供の年齢に応じた配置基準がございます。例えばゼロ歳児ですと、3人に1人保育士がつきます。ちょっととぼしていきまして、2歳児だと6人に1人。5歳児だと30人に1人という配置基準に加えまして、特別な支援が必要なお子さん4人に対して1人保育士をつけたり、2人に対して保育士をつけたりというところで、園でお子さんを受け入れていただく状況によって、職員の配置人数が変わってまいりますので、一概に定員が120人だから職員が何人という計算にはなっていないので、そこはちょっとわかりにくいところかなと思います。

それと今の費用の面についても、この委託料というのは、国から示されている公定価格という中でお支払いをしていくわけなんですけれども、これもお子さんの年齢に対して、単価が決まっておる部分と、それぞれの運営に必要な部分として単価が決められておる部分というものがございますので、単純に割り返して、その園ごとに全く同じというような数字にはならないというのが、ちょっとざっくりとした話ですけども、そういった計算で、違いが出ておるといふふうに理解しております。

問（7） 極端な言い方をすると、3万円ほど、要するに違うじゃんね。安いところと高いところのあれが。そこら辺、例えば中央が、これ単純に割ると5万3,411円あたりだけれども、高いところになると、「吉浜さんさん」なんかは8万5,000円だとか、「よしいけ」が7万6,000円だとか、1人当たりの金額が。そこが、要するに何でこんなに差が出てくるのかという、要するに極端な言い

方をすれば、5歳児が多いのか、そこら辺の関係とか、そういった違いがあるのかどうか。

答（こども育成） 今、ちょうどおっしゃられた5歳児の定員で申し上げますと、中央保育園は5歳児が52人の定員で、2クラスで運営をしておりますが、今おっしゃられた「吉浜さんさん保育園」は20人で1クラス。「よしいけ保育園」については28人の定員ということで、単純に受け入れる児童の数も違っておるとするのは、一つ要因になっております。

委員長 ほかに。

問（7） あと、137ページの地域子育て支援拠点事業運営委託料なんですけれども、これも同じように年間延べ利用者数で割ってみると、翼幼保園の「ひなたぼっこ」が、1人当たり2,100円に対して、「あっぱ」が860円。こういう、2倍以上の金額の委託料の差が出てくるんですけれども、同じ日数と、開設日数、なおかつ「あっぱ」のほうのが、1日平均の利用というのか、そういった人数が多いので、どこでこういった基準でこういうふうに違ってくるのか、そこら辺を少し。

答（こども育成） 子育て支援拠点事業というのは、子育て支援センターだとか、いちごプラザが該当になりますけれども、保育園のように、定員が決まって、毎日決まったお子さんが来る場所ではないというのが、保育園との大きな違いですので、それが大前提として、利用が、その施設ごとに自由におみえになりますので、結果としてはそういう差が出てまいりますけれども、おおむね運営をしていただく法人ごとに、人件費がこの事業費の中心になっていきますので、そういったところから差が出るということで、御理解いただければと思います。

問（7） ということは、要するに日数や開設日数がほぼ一緒だもんで、これは人件費ということで、理解すればいいことだね。それを言ってほしかっただけで。

答（こども育成） 今、そのように申し上げました。

委員長 ほかに。

問（9） 主要成果の123ページ、高浜市こども貧困対策会議のところですね

れども、委員が 17 名とありますけれども、その委員の構成と、また、「生活困窮家庭等の子どもに対する支援の在り方、今後の支援の取組の方向性を検討」とありますが、どのような議論がなされたかお願いします。

答（地域福祉 主幹） まず、構成委員でございますが、有識者の方が 1 名、教育関係者 4 名、学習支援事業運営者の方が 2 名、学習支援事業における食事提供者の方が 2 名、あと、子どもの育成支援に関する方、具体的にはアスバシ教育基金代表理事の方、商工会理事、社協事務局長の 3 名でございます。あと、利用者保護者の方が 1 名、行政関係者 4 名で、計 17 名となっております。

また、平成 29 年度の議論の内容につきましては、主要成果の主な議題に記載のあるとおりでございますが、支援の取組の方向性といたしましては、子どもの社会的な自立に向け支援をすることが、委員共通の意見でありました。以上です。

問（9） 今、答弁のあった委員の方々と、こどもの貧困の連鎖の防止に向けて連携を図っていくということも重要だと思いますが、困窮世帯の子どもの支援を行った事例があれば、お願いいたします。

答（地域福祉 主幹） 委員の方が支援を行った事例でございますが、1 つは、食事支援をする地域住民の方が「子ども食堂」を開設をさせていただいたことが挙げられます。開設場所であります「地域共生福祉施設あっぽ」につきましては、社会福祉協議会の御協力をいただいたところでございます。

また、商工会の方には、学習等支援事業「ステップ」で、キャリア教育の講師を務めていただきました。このように、子どもの将来を描くよう支援し、社会的自立に向けて御協力をいただいているところでございます。以上です。

委員長 ほかに。

問（12） 114 ページをお願いします。ここに 3 款 1 項 5 目の一番下、（5）民間賃貸住宅家賃助成で、利用者が 7 人で 74 万 7,433 円とありますが、これは、要するに上限がどれぐらいで助成をしているのか、お示してください。

答（福祉まるごと相談） 上限額でございますが、一応 4 万円を補助限度額とさせていただきます。

問（12） 4 万円を上限額としているということは、4 万円以内の方たちもた

くさんみえると思うんですが、上限額いっぱいの方というのも、何人かみえるのでしょうか。

答（福祉まるごと相談） 例えば、例でお示ししますと、旧家賃が3万円であった方、新家賃、新しいところで、例えば4万5,000円発生しました。そうしますと、補助限度額は4万円ございますので、差額の1万円を補助させていただくという手法をとらせていただいております。

問（12） 次に137ページ、3款2項2目、臨時職員賃金が載っているんですが、5,470万7,151円。これはフルタイムの方の費用かと思いますが、公立保育園では、フルタイムが高取5名、吉浜北部5名といるわけですが、このフルタイムで働いていて、一番長い人はどれぐらいの方がみえるのか、お示してください。

答（こども育成） この費用についてはフルタイムだけではなくて、ここに書いてありますとおり、短時間の方も含めた金額となっております。フルタイムの一番長い人の年数までは、今、把握しておりませんので、よろしくお願ひします。

問（12） かなり長いということでしょうか。まずそれをお聞きいたします。

それから、湯山住宅の隣にある保育園ですが、3款2項3目の「からんこえ」だったかと思うんですが、なんていう保育園っていうか、家庭的保育事業みたいな少人数の保育事業をやってみえるんですが、その隣が柵で区切られていて、そちらの保育園のものではないわけですが、草ぼうぼうで、あんな草ぼうぼうにしておいたら、もっと何て言いますか、保育園としても利用していけばと思うんですが、その点ではどうなんでしょうか。

答（こども育成） 1件目の、かなり長いかどうかは、ちょっとその長さの判断はしかねますので、ちょっと何とも言いようがないところですが、「からんこえ」の件につきましては、「からんこえ」は、市営湯山住宅の集会室をお借りしております、中を保育のスペースとして使わせていただいております。外遊びをする場所については、近隣の公園だとか、連携する「よしいけ保育園」だとか、そういったところも活用させていただいておるような状況でございます。

問（12） 市営住宅の集会室を利用しているというのは知っているんですが、あんまりにも、その利用している隣、柵で区切られているんですが、その隣が草ぼうぼうだもんですから、そこは刈っていただくっていうことも大事なんですけど、やっぱり伸びないように利用するっていうのも大事ではないかと思って聞きました。

それから、150 ページ、3 款 2 項 3 目、病後児保育事業、2 万 5,746 円出ているんですが、平成 30 年は中止されたと思うんですが、この年に利用が少なかったのは、どうしてかというのは、つかんでみえるんでしょうか。

答（健康推進） 病後児保育事業ですけれども、利用者の延べ人数ですが、26 年度 3 名、27 年度 4 名、28 年度 3 名、そして 29 年度が 4 名ということで、人数的には例年どおりでございます。

また、平成 30 年度につきましても、こちらの事業については継続をいたしております。

問（12） 平成 30 年度の病後児保育というのは、どこでやってみえるんでしょうか。

答（健康推進） 部局といたしましては、福祉部の健康推進グループでやっております、場所はいきいき広場の 3 階に病後児保育室は設けてございます。

問（12） 153 ページ、3 款 3 項 2 目、生活保護の関係ですが、大変ことし暑くて、新しく受給した人は、エアコンの設置は補助するというようなニュースが流れていましたが、以前からの方は生活保護そのものが減らされていますし、利用ができないようになっているんですが、その点で、大変、条件が悪いですから、この点での対策はどのように考えてみえるのか、お示してください。

答（地域福祉 主幹） 今、クーラーのお話が出ましたけれども、今回の改正によって、7 月 1 日以降に設置するものに対して補助があるとありますが、今、言われたように 4 月 1 日以降の開始時、それから転居について、あった場合に補助となりますけれども、それ以前の方に関しては、今のところ既に設置されている状況にありますので、実際に相談に来られている件数はありません。以上です。

委員長 ほかに。

問（3） 主要成果の97ページ、2目、地域福祉推進費の（4）子ども健全育成支援員活動のところなんですけれども、今回のやつを見ると、相談受付が30人というふうになっておりまして、昨年だと28名だったと思うんですけれども、この2名というのは、単純に増加しただけなのか、教えていただきたいと思います。

答（地域福祉） 子ども健全育成支援員の活動の実績、人数でございますが、平成28年度の相談者のうち、平成29年度も引き続き支援をしている方が、17名おみえになります。支援を終了した方が、11名となります。支援を終了した方は、就労や進学につながった方ということでございます。

ただし、一旦就労等につながっても、中途退職してしまうなど引き続き支援する方が、2名ほどおみえになります。なお、平成29年度に新たに相談支援を開始した方が、13名いるというところでございます。

問（3） また40代だとか50代、ここら辺の引きこもりだとか、経済的な問題を抱えている方が最近多いよというの也有りますので、そこら辺の早い段階での若者の世代の対策が必要なのかなと思いますけれども、当局のほうの何か考えがあれば、教えてください。

答（地域福祉） ただいま、平成29年度の相談支援ということで30名というお話でありましたけれども、その中で、小中学校に不登校を経験した方が、25名おみえになります。

委員おっしゃるとおり、できるだけ若い世代のうちに、社会的孤立から脱出させ、自立に向けた支援をしていくことは、重要なことだと考えております。特に中学校を卒業したあとの若者の引きこもりは、社会の関わりが薄くなり、見えにくくなります。引き続き、皆様からの支援の必要な方の情報をいただきましたら、早期のアプローチによる相談支援を行ってまいりたいというふうを考えております。

問（3） 114ページ、5目、（3）高齢者等地域見守りネットワーク推進事業なんですけれども、こちら、サポーターの登録数が27年度から213名とあって、29年度は242名というふうになっています。

それから、あと、事前登録者というのでも9名から31名というふうが変わっ

ているんですけれども、ここら辺の数字というのは、どういうふうに判断をしたらよろしいのでしょうか、登録数に何か目標があるのか、これが順調な推移なのか教えてもらえればと思います。

答（福祉まるごと相談） 人数の増加につきましては、周知のほうを会議等で必ずさせていただいている結果だと踏まえております。

人数の目標値につきましては、こればかりは、ちょっと先の見越しができないものですから、1人でも多くふやしていきたいということで、今も、先ほど言ったとおり周知のほうを徹底させていただいているところであります。

問（3） 147 ページ、放課後児童健全育成事業のところなんですけれども、定員が今回 60 名、吉浜児童クラブがなっているんですけれども。これの受け入れ状況というのは実際どうだったのか、教えてもらえればと思います。

答（こども育成） 社会福祉法人知多学園の運営していただいております吉浜児童センター内で実施しております、吉浜児童クラブでございますが、これまでの 40 人の定員に加え、平成 29 年 4 月から、定員 20 名の第 2 児童クラブを増設をしていただき、60 名という定員で運営をしていただきました。

この結果、平成 29 年度は、児童クラブの待機児童は、ゼロということでございました。これまでも、各学校の校庭で実施する放課後居場所事業やセンターキッズ事業等、それぞれ御家庭の事情に合わせて選択をしていただけるよう工夫してまいりました。今後も、引き続き上手に活用していただけるように、御案内をしてまいりたいと考えております。以上です。

問（3） あと、その下の（2）の委託料で、東海・翼児童クラブの委託先が愛知県シルバー連合会というふうになっているんですけれども、これが人材センターではなくて、シルバー連合会に変わった理由を教えてください。

答（こども育成） 平成 28 年度までは、高取児童クラブの運営、それから東海児童クラブ、翼児童クラブでのシルバー会員さんの活動について、一本で高浜市シルバー人材センターと契約を交わしてまいりました。

平成 29 年度の契約にあたりまして、シルバー人材センター側から、運営を全面的に請け負う高取児童クラブの契約と、東海、翼の支援していただいている活動の契約分を分けたいという申し出がありまして、東海、翼につきまして

は、派遣業務の契約を行うということになりまして、こちらについては、県のシルバー人材センター連合会と契約をすることとなりました。

これまでも、シルバー会員の皆さんにはお力をお借りしておりますので、契約の形態は変わっておりますが、引き続きシルバーさんのお力をお借りしてまいりたいと考えております。

問（３） ということ、契約の形態は変わったけれども、中身は変わっていないという理解と、利用者の方の感覚も変わっていないという理解でよろしいでしょうか。

答（こども育成） おっしゃるとおりです。

問（３） １枚はねていただきまして、148 ページ、子育て・家族支援者養成講座開催事業のほうでお伺いをしたいんですけれども、これって、市長さんの認定をなされるというようなお話が前にあったと思うんですけれども、何名ほど今回認定されたのか、教えていただけたらと思います。

答（こども育成） 平成 29 年度の子育て・家族支援者養成講座開催事業につきましては、国のガイドラインに乗っ取った新規の子育て支援員研修の基本研修及び地域保育コースの地域型保育の部分に加えまして、過去に実施をしております家庭的保育者の認定研修、子育て支援員研修の修了に対する高浜市長名の修了証をお出しするための研修、さらには家庭的保育に従事する皆さんの現任研修、バックアップ研修として、複数の要素の位置付けを持った研修として、実施をしたところでございます。

平成 29 年度の研修では、新規の子育て支援員 4 名、従来から活動していただいております子育て支援員 6 名、従来の家庭的保育者 5 名に対して、これまで同様の「NPO 法人あいぽーとステーション」さんからの修了証に加えまして、高浜市長名の修了証もお渡しすることができました。

今年度も、先日、修了をいたしまして、修了式を行いましたところでございますが、引き続き子育て支援の現場で御活躍いただける人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

問（３） あと最後に 153 ページ、生活保護事業の（２）就労支援業務のところですが、今回、就職者数が 6 名ということですが、基本的には、この

就労へつなげる部分で、紹介とか、企業さんをとおしてというのは、基本的には、これハローワークとかが主流になっているのか、こういった形でサポートして就労につながったのか、教えてください。

答（地域福祉 主幹） 就労支援になります。対象者と実際にハローワークへ一緒に同行したり、もしくは面接時の指導。あと、履歴書の書き方、そういったものを指導しながら、寄り添って支援をしているという形になります。

問（3） ということは、だから要は、ハローワークでの職探しが大体、主ということですか。

答（地域福祉 主幹） そのとおりです。

問（3） 就職されて、離職をされてしまった場合のフォローとかというのは、どんな感じで。要は就職して、そのあと離職をされてしまったよという場合のフォローというのは、またちょっと変わってくるのかどうか。

答（地域福祉 主幹） また、就労支援の指導対応をして、何が悪かったのか、こういったことが原因で離職してしまったのか、聞き取りしながら、また次の就職指導のほうを行っております。

問（3） それは、その辞めてしまった方への部分なのか、例えば、企業のほうに何か問題があれば、企業のほうとお話をされているのか。

答（地域福祉 主幹） 状況によっては、審査、面接時等に、面接先のほうにお邪魔させていただいておりますので、そのときの話の状況を聞きながら、また次につながっている状況であります。

委員長 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款の質疑を続けます。

問（7） 141 ページ、家庭児童相談事業で少しお聞きしたいと思います。養護相談だとか、不登校相談の件数が書いてあるんですけども、これは、本人

が来ているのか、相談員が相談に来ているのか、そこら辺のことと。

あと、フォローはどういうふうになっておるのか、その成果というのか、そういうことも少しお聞きしたいと思います。

答（福祉まるごと相談） まず、相談の件数、相談をどういった形でとっているかということによろしかったでしょうか。

福祉まるごと相談グループが家庭児童相談室を所管しておりまして、相談内容によって、いろいろとつなぐ先を福祉まるごと相談グループで調整させていただくというふうでやらせていただいております。

フォローのほうなんですけど、いろいろな人材が関わっておりますので、福祉まるごと相談グループ以外の家庭児童相談員とか、あと、私どもの福祉まるごと相談グループ。あと、つなぐ先によっていろいろと職種が変わってくるんですが、そういった方たちと一緒にフォローさせていただいております。

問（7） ということは、フォローというのか、行っていただいていると思うんですけども、そこら辺で成果は、ある程度不登校が治ったとか、児童虐待というのか、そういった親やなんかが治ったとか、そういったことというのは、本人も確認されてやっているのか、まずそこら辺、通報だとか、そういった形でやられておるのか、そこら辺のことを一遍。

答（福祉まるごと相談） 対象としている児童は、私ども、実務者会議を毎月1回やっているんですが、その中で対象児童の、例えば、要保護の児童が9名おります。要支援の児童が33名、3月末現在でおるわけなんですけど、そういった子供たちのフォローをさせていただく中で、必要に応じた所につないで、フォローしていくといった形をとっております。

委員長 ほかに。

問（4） 主要成果の105ページであります、在宅医療連携システム整備事業についてお聞きしたいと思います。平成30年1月より、ICTツールの「えんjoyネット高浜」の運用を開始され、半年ほど経過したと思いますが、現時点での導入成果及び活用状況についてお聞かせください。

答（福祉まるごと相談） 導入成果、活用状況でございますが、「えんjoyネ

ット高浜」の運用の開始に当たり、医療介護分野の関係者の利用登録を促すために、職種ごとの説明会を行っております。また、必要に応じて訪問して説明も行ってまいりました。

その結果、平成 30 年 8 月末現在の利用登録者の状況ですが、登録機関が 53 団体、利用登録者が 92 名となりまして、着実に増加しているところでございます。

実際に、システムを利用して連携したケースでは、医師からの助言や介護関係者からの訪問時の状態などの発信により、情報共有が図られているとお聞きしております。全体としましては、これまでに投稿された記事数が 103 件、患者数が 13 名となっております。今後も積極的に利用促進を働きかけていきたいと考えております。

問（4） 今、答弁がありました「えんじョネット高浜」の利用登録者が着実にふえているとのことですが、市外施設などの利用者についても情報共有を行うことが大切ではないかと思っておりますので、市外の関係の機関との連携について、どのように考えているのか。また、今後の取り組みも合わせてお聞きしたいと思います。

答（福祉まるごと相談） 広域での連携につきましては、刈谷医師会管内の刈谷市、知立市をはじめ、豊田市、みよし市、岡崎市、幸田町、碧南市、安城市の西三河 9 市町で協議を重ね、本年 10 月 1 日に在宅医療介護連携システムに関する協定を締結する予定でございます。

今後、9 市町共通システムであります「電子@連絡帳」、「えんじョネット高浜」を活用した、広域での連携強化を図り、市外関係機関も含めて、在宅支援体制の構築を進めてまいります。

意（4） やはり、こういった医療及びその他関係者の連携がしっかりとしていることが大変重要だと思いますので、ぜひとも、在宅支援体制に向けて、しっかりと頑張ってくださいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（12） ちょっと教えてください。150 ページ、3 款 2 項 3 目の一番下、利用状況のところ、「いちごプラザ」が年間 1 万 9,523 人で、1 日平均 64 人と

いうふうになっていますが、この1日平均というのは、これよりも多い日もあ
るってということなんです、午前中、午後と同じ人が来ているとか来ていない
とか、非常に、1日の利用平均も64人というのは多いと思いますが、そのあた
りがどのようにになっているのか、お示してください。

答（こども育成） 「いちごプラザ」の利用でございますけれども、今、おっ
しゃられたように、午前、午後と使われる方が変わられたり、中には、そこで
お昼を過ごされて、1日いらっしゃる方、いずれのパターンもあろうかと思
います。それから「いちごプラザ」で、利用者向けの行事をやるようなことがあ
りますと、そのときには、通常の何も無いときよりもたくさんの方がいらっし
やると、そのような日もございますので、平均したところで、記載のとおりの
状況になっております。

問（12） これは、今、社協が実施しているのでしたっけ。どこでしたっけ、
実施主体は。

答（こども育成） 150ページの下から2つ目の表に書いてございますとおり、
「いちごプラザ」の運営については、「ふれ愛・ぽーと」さんに委託をしており
ます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款、民生費についての質疑を打ち切りま
す。

4 款 衛生費

委員長 質疑を許します。

問（12） 155ページ、4款1項1目、保健センター施設維持事業で、公共料
金等実費負担金というのが出ているんですが、これはどういうものかというの
と。

それから、165 ページ、4 款 1 項 3 目、地域医療振興事業で 3 億 772 万 5,093 円出ていますが、これ、土地購入費も含めてということなんですが、土地を市が買って豊田会に貸すと。一民間病院であって、そこまでする必要はないと思うんですが、その点と。現在の病院に 30 億円近くの補助金を出して、これからも高浜の 1 等地を差し出した挙句にということなんですが、至れり尽くせりではないかと思いますが、その点で、意見をお示してください。

答（健康推進） 主要成果の 155 ページ、公共料金等実費負担金につきましては、刈谷豊田総合病院高浜分院の北側にあります、旧保健センターの電気料金につきましては、高浜分院と按分をして、請求に基づきまして医療法人豊田会へお支払をしている分でございますので、旧保健センターの電気料金と考えていただきたいと思います。

それから、主要成果の 165 ページ、地域医療振興事業でございますけれども、この購入した土地につきましても、今後、医療法人豊田会と私ども高浜市と協力をしまして、地域医療を継続するというところで、協定書に基づきまして、土地については開院後 5 年間無償貸与という形をとらせていただいております。至れり尽くせりとおっしゃられましたけれども、内容につきましては、豊田会と十分協議の上で協定書を取り交わし、その協定書の内容に準じて行っておるものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

委員長 ほかに。

問（12） 保健センターの電気料金というお話でしたが、155 ページ、保健センターというのは、今、使っていないというふうに伺っているんですが、何か利用しているのかどうか、お示してください。

答（健康推進） 保健センターにつきましては、委員のおっしゃられるとおり、今、特に事業とかがあって使っているわけではございませんけれども、高浜市役所の移転新築の折には、一時的に各グループの用品をそこに置かせていただいたり、現在も防災をはじめとする、さまざまな物資が置いてございますので、ある意味、倉庫というような形で、今は使っている状況でございます。

問（12） 倉庫として使っているということなんですが、電気が保健センターと病院側とつながっているということかもしれませんが、倉庫として使ってい

るだけなら、別につけておく必要もないと思うんですが、その点ではどうなんでしょう。

答（健康推進） もともと、病院も保健センターも公の施設でございました。平成 21 年に病院が民営化した折に、保健センターに子メーターを設置をいたしまして、料金については按分させていただいておるという次第です。やはり、防災用品等も保管をさせていただいております。仮に、夜間に何か発生した場合に、照明がないということでは困りますので、一応、電気は通電の状態を保っておるということでございます。

委員長 ほかに。

問（12） 167 ページ、4 款 1 項 4 目、高浜エコハウス事業で、1,229 万 3,070 円計上されていますが、ここの講義室 B だと思うんですが、介護等目的となっていますが、これは今もやられているのかどうか。

それから、商工会が、ここ、工事を始めていると思うんですが、今後、どのように使用していくのか、何年ぐらい使用していくのか。商工会は、家賃を 57 万円と承知していますが、年間ですかね。商工会に貸すとして、貸し出ししても費用は、元も取れないわけですが、その点ではどのように考えてみえるのか、お示してください。それをお願いします。

委員長 答弁を求めます。

答（市民生活） まず、講義室 B での介護予防事業の関係でございますが、こちらは福祉部さんのほうが、エコハウスを利用して、介護予防講座を開いておるということでございますので、御承知おき願いたいと思います。

あと、商工会さんがエコハウスのほうに事務所を移転をされたということで、今後いつまでおるんだというような御主旨の御質問だと思いますけれども、平成 29 年から 5 年間の賃貸借契約を結んでおりますので、最低 5 年間はおられるだろうというふうには思っております。

あとが、賃料が年間 50 万 8,000 円で、工事費の部分が回収できないのかということの御主旨だと思いますけれども、基本的に、賃料で改修工事費を賄っていかうという考えはございません。以上でございます。

問（12） 賃料で賄っていくお考えはないというお話ですが、商工会がエコハ

ウスを利用して、元も取れないままというのは、商工会にかなり便宜を図るといふことにもなりますが、その点では、どのように考えてみえるのか、お示しください。

それから173ページ、4款2項1目、ごみ処理袋を有料化するという動きがあるということは聞いていますが、最近、啓発というのか、下火になっているというふうに感じるんですが、もっと啓発するのが優先だというふうに思いますが、その点ではどうなのか。

それから178ページ、4款2項2目、墓地費ですね。墓地として利用じゃなくて、宗派に関係なく入れるお墓といいますか、みんな入れるというような、この考えはないのかどうか、お示しください。

答（市民生活） まず、エコハウスの改修のことをございますけれども、先ほどの御質問より、ちょっと中に入りましたので、現在訴訟中をございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

次に、ごみ袋の無料配布の中止という動きがあるけれどもということで、もっと啓発すべきだという御主旨だと思います。ちょうど10月1日号に、この旨の記事を広報のほうに掲載をさせていただきました。今までの1人1日当たりのごみの量ですとか、今年7月末までのごみの状況だとか、そういったところで、さらなるごみの減量化に努めていただきますよう、PRを予定をしております。

あと、墓地のところでは宗派に関係ないような墓地を整備してはどうかという御指摘だと思います。委員も御承知のとおり、高浜市は狭隘なところをございます。新たな墓地をつくるというような場所が、ちょっと見当たらないというところもありますので、現在は、その考えを持ち合わせておりません。以上をございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、4款、衛生費についての質疑を打ち切りま

す。

暫時休憩いたします。再開は14時35分。

休 憩 午後2時30分

再 開 午後2時34分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5 款 労働費

委員長 質疑を許します。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、5 款、労働費について質疑を打ち切ります。

6 款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

問（7） 1つだけ確認をさせていただきます。明治用水の中井筋で、今のところまだ。

委員長 ページ数をお願いします。

問（7） 185 ページの中で、橋がまだ通れませんが、いつになったら供用開始をされるのか、そこら辺。

答（地域産業） 現在、蛇抜橋でございますが、西三河農林事務所のほうが工事を進めておまして、9月末には開通予定でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6款、農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

7款 商工費

委員長 質疑を許します。

問（2） では、大きく3つの件について、順番に質問させていただきます。

まず、主要成果の193ページ、そのあと、また21ページに戻っていただきますけれども、193ページの一番下に、三州瓦屋根工事奨励補助金というのが計上されています。1,139万9,000円。55件の申請に対して、これだけ補助金が支払われたということです。1件当たり20万7,000円になります。次に、21ページに戻っていただきますと、収入のところ、法人市民税のところ、窯業関係72社から1,274万3,000円の法人税の収入があったというふうに記載されています。これを割り算しますと、法人税収入1,173万4,000円の89%が、実は、補助金として支出されているという計算になります。手元に残るのは、計算上は133万5,000円しか残らないということになるんですけれども、まず、この事実について、何かコメントがあれば、お願いします。

答（地域産業） 高浜市三州瓦屋根工事奨励補助金の交付の趣旨につきましては、「高浜市みんなで三州瓦を広めよう条例」第3条の規定に基づき、地場産業の振興及び瓦を使用し景観形成を図るため、三州瓦を使用した住宅等の建築主等に対して、交付するものでございます。

そして、「高浜市みんなで三州瓦を広めよう条例」には、市、議員、事業者の役割が、それぞれ規定をされており、第3条には、市の役割として「市は、三州瓦の振興施策を推進し、三州瓦の利用及び普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるもの」とあります。高浜市としては、条例で定められている市の役割として、三州瓦が積極的に利用されるよう、そして窯業のまちである高浜らしい瓦の景観を残すためにも、補助事業については、継続していく考えでございます。

問（２） 地場産業の振興という面においては、もちろん意味はわかります。ただ、地場産業を振興したかどうかという指標というのは、窯業関係という括りでもって、法人税が増えたか減ったかということが、振興したかどうかの1つの判断基準になると、私は思います。

それから、今の御答弁はそういうことかもしれませんが、やっぱりお金がないのに、そういう条例があるからといって、どんどん出していくというのは、少し抵抗があります。

さらに、193 ページの下から3つ目のアイテムのところを見ますと、愛知県三河の窯業展負担金というのがあります。これは、毎年3月に東京ビッグサイトで開催される、建築建材展の開催に対する負担金になると思いますけれども、実は、これを加えますと、その窯業関係の税込以上の支出になっちゃっていて、この項目だけで比較すると、赤字になっちゃってるんだよね。それでもやっぱり続けるべきだと僕は思いませんけれども、当局の見解を改めてお聞かせください。

答（地域産業） 地場産業の振興を納税額で測るものではないと、一概に考えております。いわゆる地場産業の振興には、その下で働いている市民の方々の生活等も当然ございます。その方々の生活の確保、また、この事業に対しての支援というものは、市の責務として当然、求められるものと考えておりますので、あくまで一概に納税額が低いからといって事業を縮小するのではなく、議員さんがおっしゃるような効果的な事業の展開というものは、当然考慮した上で事業展開を進めていくものと考えております。

問（２） 個人的には、ちょっと納得性がないんですけれども。

では、もう1つ。冒頭言いましたように、平成29年度では、1件当たり20万7,000円の補助金を出されたこととなります。では、これを半額にすることに問題はありますか。

答（地域産業） 金額の補助率の変更についての御質問ということだと考えて、御答弁をさせていただきますが、補助金額を半額にすることによって、どのように影響するのかについては、実際にやってみないとわからないというところがございますが、ただ、補助金額を一概に下げることが、どのような効果を生

むのかということは、当然視野に入れた上で、その判断をすべきものと考えております。

問（２） 歴史を見ますと、平成 24 年まで遡ったんですけれども、窯業展の負担金は 250 万円、ずっと継続して出されています。

それから、これも遡ってみましたけれども、平成 25 年度と平成 27 年度は、法人税収入よりも、今の 250 万円の補助金と奨励金を足した金額が、納税額を実は上回っています、調べたところ。

ですから、もうぼつぼつ真剣に、この制度そのもの、それが無理なら補助金の金額そのものも減らすという方向にいかないと、あるいは、減らすという方向も検討していただく時期にきているんだろうと思います。

では、引き続き主要成果の 196 ページです。それから、主要・新規事業等の概要の 29 ページについて、質問させていただきます。これは、地方創生推進交付金事業で、一般質問のときにも質問させていただいたんで、一部ダブった形になりますけれども、何というか単純な質問なんです、高浜高校の S B P に対して 400 万円を支出しました。平成 29 年度の高浜高校の生徒は、クラブ活動の生徒は 7 人でした。その 7 人が実施している事業費に対して、400 万円を支出しているっていうのは、余りにも高過ぎる印象がありますけれども、それについて、何かコメントをいただけます。

答（地域産業） 高浜高校の S B P 活動につきましては、現在、S の絆焼きを全国に販売していくための活動を行っております。S B P 活動は、S の絆焼きのほかに、ふるさと寄付金のラインナップの一つとして、地域のお土産や名品を高校生が詰め合わせたセレクトギフトの作成などの活動を、現在始めているところでございます。

先の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、高浜市が S B P 活動の事業の目的として考えているものは、高校生が社会に出て、ただ、夢を実現する力のスキルアップや、将来地域で活躍する人材の発掘や、地場産業の P R、また、地元を愛していただく人材の絆を生み、そして、S B P の手法が受け継がれていくことで、その目的が継続していくこととなります。

高浜市としても、高浜高校との地域連携という位置づけもでございます上で、

事業を継続していくことを望んでおる、高校も望んでいることから、支援体制を維持していく考えでございます。

2つ目の質問でございますが、現在、高浜高校SBP活動は、平成29年度から部活動として活動をしております。高校の部活動は、中学までに経験したスポーツや文化活動の部活に入る生徒が多く、全くの新しい活動であるSBPに一步踏み出す生徒というのは限られています。SBP活動がどのようなものかについては、入学したての1年生にコーディネーターの人たちが講演をして、自分の人生を変えたいと感じる子に、ぜひ入ってほしいと呼びかけております。

そのような中で手を挙げた生徒が、SBPの部員になっております。中には人前で話すことができない子や、大人に懐疑的な子もいれば、能力は高いけれども、発揮しきれていない子もいます。それらの子がSBP活動をする中で、力をつけて企業に交渉したり、300人ほどの前で堂々とプレゼンができるような成長を見せております。SBP活動の中でこのような機会を経験する人数としては、7名というのは、多過ぎず少な過ぎずの数であるのではないかとというふうに考えてございます。

問（2） 納得性にちょっと欠けるところもありますけれども、引き続き、次の質問をさせていただきます。このSの絆焼きなんです、その製造販売事業そのものというのを、いつまで進められるつもりですか。逆な言い方をすると、どういう条件がそろったら止められますか。もし案をお持ちでしたら、教えてください。

答（地域産業） Sの絆焼きのSBP活動というふうにお答えさせていただきますと、SBP活動を止めるという条件としましては、生徒が、活動する生徒がいなくなるのが、まず一つの条件と認識しております。

あと、委員がおっしゃっている、市として、どの程度の関わりを持つのかという御質問であるのであれば、高校との地域協働という関係もございまして、金額のいわゆる、費やす事業費の金額の多寡はともかく、一定の支援は継続していくというふうに考えてございます。

問（2） はい、わかりました。これも、少しすれ違いになってはいますが、ただ1つ、これはお願いしたいと思っておりますけれども、これは、Sの絆焼き

のユニットの販売台数という、極めてわかりやすい成果が出ますので、年に2回程度は、何台売れたという報告だけは短時間でできると思いますので、それはしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。197 ページ、主要成果の 197 ページになります。この下に、高浜市観光協会活動事業費補助金ということで1,006万5,000円、計上されています。この1,000万円ちょっとという金額というのは、平成24年まで遡ったんですけれども、毎年これぐらいの金額が補助金として出されています。観光協会の総会にちょっと出ていないんで、掴んでいないんですけれども、この約1,000万円の金額が、観光協会の中でどのように使われているか、もし今、把握されているんだったら教えてください。

答（地域産業） 観光協会の事業費に占める補助金の割合、補助金がどのような事業に使われているかという観点でお答えさせていただきます。鬼みちまつりに占める割合が約4割、観光協会の事務局員の人件費が5割、残りの1割で情報発信等に補助金が使われている状況でございます。

意（2） 冒頭、5年ほど遡って、平成24年も1,000万円出されているということで申し上げましたけれども、何が言いたかったかということ、毎年、いろいろ観光協会と議論していただいて、例えば、あるときは800万円にならないかだとか、次は、こんなことをやるから1,500万円を寄越せなんていう、そういう議論が実際あってしかるべきだと思います。毎年毎年同じ金額がそのままいくっていくというのは、何かすごく、その違和感を感じますので、骨格付から中々入れない姿だと思いますけれども、いろいろ議論した上で、もっとメリハリをつけるような補助金制度にしていきたいと思います。再度、私の意見ですので、答弁は結構です。以上です。

委員長 ほかに。

問（12） 193 ページ、今も出ましたが、地域産業振興事業で、三河の窯業展負担金が出ています。これと、それから「一富士、二鷹、三州瓦」の旗指物もあちこちでよく見るんですが、こういうのが宣伝がされているわけですが、この旗指物なんかはふえたかわりに、窯業のほうの売れ行きがどのぐらい伸びているのか、お示してください。

答（地域産業）　いわゆる売り上げの実績、瓦の出荷の枚数の増減にどれだけ影響しているかということですが、瓦の出荷枚数については、減少傾向でございます。

委員長　ほかに。

問（12）　窯業展も大事な展示会だとは考えていますが、旗指物をいくらふやしても、減少傾向だということは、やっぱり宣伝方法、今の宣伝方法だけにこだわるのでは、やっぱり無理があるんじゃないかと、もっと違う方法も考えていく必要があるんじゃないかということを考えますが、その点ではどうなんでしょう。

答（地域産業）　「一富士、二鷹、三州瓦」のキャッチフレーズにつきましては、市内でも、語呂として親しみやすいということで、かなりの市民の方も印象を持ってきているということについては、一定の効果があると認識をしております。

問（12）　語呂がいいからということで、ついでに瓦が、瓦を乗せるというふうにはならないと思うんですよね。やっぱり、瓦を乗せる住宅産業なんかは、瓦ではない方法をとってみえるところが多いみたいですので、瓦を本当に使う、使いたいと思っているのは、地域の建設関係の方が多いと思うんですが、そういう方たちと、もっと連携してやっていくという考えはありませんか。

答（地域産業）　当然、「一富士、二鷹、三州瓦」の旗のみで、その三州瓦のPRをしているということではなく、組合のほうでも、実際にその瓦のいわゆる耐久性や、いわゆるコストメリットについてのPRを、いわゆるユーチューブ等のSNS、インターネット上の宣伝等も使いながら、また、アイドルユニットを使って、それで若い世代にも、その瓦のよさというものを知っていただくような試みというものは行っておりますので、委員がおっしゃられるような、いろんな手法というものは踏まえた上で、いろいろ策は打っていくべきかなというかなということは、認識しております。

問（12）　ぜひ、頑張ってくださいと思います。

194 ページ、物件移転補償費、7 款 1 項 2 目、経営近代化支援事業で、(2) の物件移転補償費で 5,270 万 6,606 円、商工会は中央公民館が老朽化したとい

う名目で、一緒に取り壊されたわけですが、ということは、この費用は、どのみち解体するということになってくるわけで壊されたわけで、商工会に払わせるべき費用ではないかと思いますが、その点でお示してください。

それから 198 ページ、7 款 1 項 4 目、1 いきいき号循環事業、2,433 万 120 円、刈谷豊田総合病院行きに、以前から言っていますが、吉浜に停留場をと。吉浜にというと、吉浜地域の人の意見かと思われませんが、決してそうではなくて、高浜の方も、高取の方も、やっぱり真っすぐ行くだけで、1 つ、あそこの途中で止まったら、もっと便利がよくなるのという声が、とっても多いです。その点での意見をお示してください。

答（地域産業） 1 つ目の御質問でございますが、現在、係争中でございますので、回答は控えさせていただきます。

答（市民生活） いきいき号の刈谷市コースでの、吉浜地区での停留所の設置ということで、これまでも御意見いただいておりますけれども、昨年、29 年 10 月 6 日に開催しました地域公共交通会議において、その旨をお話をさせていただきました。結論から申しますと、直行便というメリットを生かしてほしいということでございましたので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（12） いきいき号の関係ですが、市内を走るいきいき号の停留場が、ほとんど人が集まらないようなところに停留所があるという、例えば、ちょっと今、思い出せませんが、ということがあるんですが、そういうふうに停留所を変更してという声があるんですが、その点ではどうなんでしょうか。

答（市民生活） いきいき号のバス停につきましては、公共施設ですとか、大手スーパーさん、医療機関、そういったところのなるべく近いところということで選定をさせていただいておりますので、決して変なところにあるというわけではございませんので、よろしく願いいたします。

問（12） いちごプラザの近くにあるんですが、神谷整形外科、要するに昔の神谷整形外科のそばにはないと、いちごプラザですと、若い方たちが利用することが多くて、ほとんどいきいき号を利用する方が少ないということで、そういう面でも停留所の位置がおかしいという声があるんですが、その点ではどう

なんでしょう。

答（市民生活） 今、申されましたいちごプラザのところですが、当然、このバス停は、先ほど言った整形外科さんのところの病院を意識して、設置しているところでございます。

委員長 ほかに。

問（7） 197 ページ、先ほどの補助金のことで少しお聞きしたいと思います。これ限定で、確か3年ということで1,000万円つけた補助金が、いまだにまだ1,000万円ということなんですけれども、会員数等のあれが、どういうふうになっておるのか、私も入っておるんですけれども、何ていうのかな、当然じゃないですけれども、こちらから行かないと、なかなか支払等のあれがないということで、向こうからの、どういったPRの仕方だとか、増員をさせるような努力というのは、活動や何か、どういうふうにされておるのか、そこら辺をお聞きしたいです。

答（地域産業） 平成29年度の会員につきましては、法人団体会員が60団体、個人会員が44名で、いわゆる自主財源、会費としての財源としては72万3,000円が、活動費として入っております。委員がおっしゃるように、その会員が多くなって、観光の活動に資するということは、確かに大きな活動の原動力になるということは認識しております。ですので、この会員の周知につきましては、ちょっと足りないところがあるようでしたら、その旨も観光協会のほうに伝えた上で、さらなる会員の獲得に向けて活動をするよう、努めてまいります。

問（7） 鬼みちまつりだとか、そういったあれで、何で会員募集の、そういったPRをやられてないように思うんですけども、なぜそういうことしないのか。そこら辺のことは、どういうふうにご考えておられるのか。

答（地域産業） 鬼みちまつりが、いわゆる集客される人数が多くなってきている中で、当日に、その会員の募集を本部等で求めるというのも、確かに1つの案でございます。実際、バタバタしている中で、なかなかそこまで手が回っていないというのが実情でございます。そのあたりも踏まえて、観光協会のほうには伝えていきたいと思っております。

問（7） いや、そうではなくて、鬼みちまつりに4割、先ほど使っておみえ

になるという話を聞いたんだけど、ほとんどそんなんを鬼みちまつりで使っているんだったら、なぜそこでPRしながら、個人会員なり、そういったことをやらないのか、そこら辺は、そういった努力をされておるのかどうか、そこら辺のことをちょっと、どういうふうに考えておるのか、今後のあれ。

答（都市政策部） 鬼みちまつりの関係でございますが、ただいまリーダーが申しましたように、その当日に関しては、本当に忙しいのが実際でございます。ただ、委員がおっしゃったように、そのときになぜ募集をしないのかということでございますが、実際、正直に申しまして、そこまで回っていなかったというのが現状でございます。ただ今、御意見をいただきましたので、その意見につきましては、私どもと、それから観光協会のほうで考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

意（7）よろしく申し上げます。とにかく募金活動でも全てやっとするもので、そういった形の形式をとりながら、とにかく個人会員数をふやすという、そういうような努力をしていただきたいというふうに思っております。

委員長 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は15時10分。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時10分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7款の質疑を続けます。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、7款、商工費についての質疑を打ち切ります。

8款 土木費

委員長 質疑を許します。

問（９） 主要成果の 205 ページ、一番下に公有財産購入費の部分で、市道港線についてお伺いします。今回、買い手の相手方として資料をいただいているのが、土地開発公社ということになってはいますが、この田戸町の物件の場所の確認をしたんですけれども、お願いします。

答（都市整備） 港線の今回の対象の土地でございますが、横浜橋を渡ったところに、以前、八百屋さんがあったと思うんですが、その八百屋さんよりもちょっと南のところの方の土地と、一部その隣接地でございます。

購入先が土地開発公社になっている件でございますが、港線の用地買収及び建物補償については、前年度に高浜市の土地開発公社で取得し、翌年、愛知県の県費をもらって買い戻すという手法をとっておりますので、土地開発公社が買い戻し先ということになっております。

問（９） また、平成 29 年度の進捗率としては、どのようになっているかお願いします。

答（都市整備） 29 年度で、ほぼ西側の部分の用地買収が、あと 2 件というところまでできております。

30 年度になりましてあと 1 件、現在交渉中でございます。そちらのほうが、ほぼ目途が見えてきておりますので、横浜橋を渡ってすぐから、昔、点滅の交差点があったところまでについては、道路の西側の用地取得は全て、今年度で終了する予定ということになっております。

ただ、合わせて、現在、田戸町の交差点の部分も進めております。交差点の部分につきましても、今年度及び来年度に向けて、今年度補正のほうもいただきながら進めていく予定でございます。

問（９） 続けて 216 ページ、この建築総務事業の部分の真ん中辺の確認申請事務取扱の部分で、一番上に建築確認申請、これの平成 28 年度、平成 29 年度 1 件ずつになってはいますが、ほとんど現在、建築確認申請は民間がほとんどだと思っておりますけれども、この 1 件、1 件というのは、ちょっとどのような方が、高浜市、直ではおりないと思うし。

答（都市防災） 御質問の建築確認申請 1 件の内容でございますが、大変申し

わけございませんが、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させていただきます。

問（9） 続いて、同じページの下のほうの木造住宅耐震診断事業、これは、対象としては昭和56年5月31日以前ということになっているわけですが、年度実績の平成28年度、29年度と比べた場合、当然28年度は大きな地震があったあとということで、件数もふえていると思うんですが、29年度は5件、この対象が、昭和56年5月31日以前の対象として、今までの件数と、その対象として残っている件数がどの程度あるのか。年度も、年数もたっているものですから、当然、除却、自主的に除却されている部分もあると思うんですけども。

それと、今年度も前に一般質問させていただいた、コンクリートブロックの除却に対しての、除却というか、コンクリートブロックに対しても含めた、ダイレクトメールも、その対象者に送られていると思うんですが、そのダイレクトメール自体は、件数、今まで終わった人も含めて、当然送ってみえる分も、当然、改修も含めてということで送られていると思うんですが、実際、先ほど質問させていただいた、その残っている対象に対しての残っている件数が、毎回毎回これで送られているものですから、どの程度残ってきているのかということですね。

答（都市防災） ダイレクトメールの関係でございますが、耐震診断の対象件数でございますが、本年度ダイレクトメールを送っておりますが、対象となりましたのが2,015件ございまして、所有者に対して、ダイレクトメールを発送しております。

また、過去に耐震診断を受けられた方を除外した形でダイレクトメールを発送しております。耐震改修費の補助につきましては、別途、耐震診断を受診した方に送っているという状況でございます。

問（9） 続いて、次の217ページ、空家実態調査業務委託の部分、主要・新規事業等の概要でいうと31ページですか、事業内容として「基準に基づき、実態調査を実施する」ということで、5項目うたっております。それで、当然、実態調査となると建物の所有者とか、当然、それは調べればわかると思うし、

あと、空家ということになった場合に、その建物自体が、実際使用できるものかどうかということも含めて、建物の固定資産税かなんかも当然それには、どのようなあれで、含めて調査されているのかということと。

それから、あと一番下の成果・実績で「市内空家の正確な位置情報を把握できた」ということになっていて、右のほうに「空家位置情報住宅地図」というのが一応、ちょっとわかりにくいんですけども、これ、書いてあるわけですけども、この地図で、表示としてはどのような形態で出てくるわけですか。

答（都市防災） まず、昨年度に実施いたしました、現地調査の実施方法でございますが、委員が今ごらんになっております、主要成果の事業内容のところでございます、5項目に準ずる形で調査を行っておりますので、固定資産税というところは、対象外となっております。

2点目の御質問の成果品の部分でございます。大変見にくくて申し訳ありませんが、右下のところに地図が載っているかと思いますが、これは紙ベースでいただいたものになります、地図の中に、少し見にくいんですが、右上のほうになります、少し太い道路が左右に走っておりまして、その下のところになります、黒く太字で、ここが空家だよという形で表示をされておりまして、こういったものが成果物として提出をされまして、現在そういったものを見ながら、空家対策を進めているという状況でございます。

問（9） このようなものができたということで、空家としては、何件ということになっているわけですか。

答（都市防災） 昨年度の実態調査の結果といたしましては、295件でございます。その結果をもとに、その後リサイクル届等が出てまいりまして、解体した建物も把握できておりますので、それを差し引いた戸数に対しまして、所有者を調べまして、現在アンケートを実施しているという状況でございます。

委員長 ほかに。

問（12） 213ページ、8款5項4目、1 公園整備管理事業に6,921万1,295円が載っています。修繕料として941万9,911円。修繕に時間がかかるということもわかるんですが、後世山公園の遊具は、随分前に危ないからということでロープで縛っていただいていたはあるんですが、その後、なかなか直りません。

滑り台がなかなか直らないんですが、そういうのは、なぜ直らないのか。ほかにもそういうのがあるかと思うんですが、どれぐらいあるのか、教えてください。

答（都市整備） まず、最初の後世山公園の遊具でございますが、おそらく滑り台については、複合遊具かと思えます。

滑り台の滑り面の上部のところの一部、その滑り面の板が剥がれるというような状況で、使用を停止をしております。いろいろ専門の遊具業者、あと、市内の大工さん等々に、いろいろ直し方を確認しながら、何とかならんかということで進めておったんですが、その滑り面以外でも、いわゆるその滑りの面を支える裏の鉄の部分がかなり腐食しているとか、いろんな複合的な要因があって、この滑り台自身を多分全てかえないと、これは無理ですよ、という結論に達しているところが現状でございます。後世山公園ができたときに、当然設置された遊具でございます。かなり老朽化もしております。公園の長寿命化、あり方等も含めて、後世山公園の遊具については、ちょっと検討してまいりたいと思っております。

ほかの公園の遊具の使用停止に今なっているのは、現在1件でございます。児童遊園のほうでございます。ちょうど、論地町でございます「こもれびの里」の裏にあります児童遊園のところの滑り台のついた複合遊具が、今、使用停止になっております。その他につきましては何とか小規模の修繕で対応して、現在は、全て利用可能な状態になっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8款、土木費についての質疑を打ち切ります。

9款 消防費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、9款、消防費についての質疑を打ち切ります。

10 款 教育費

委員長 質疑を許します。

問 (15) 主要成果の 224 ページ、教育活動支援事業の (2)、(3) の外国人の児童生徒の件ですけれども、今、国別に小学校、中学校に、何名のこういった外国の生徒が在籍しているのか。

それから、こういった通訳または指導員の方は、何名みえて、当然、数は少ないと思うんですけれども、どのような活動をされているのか。

それから、3番として、当然言語が壁になって、当然学習がなかなか進まないと思うんですけれども、こういった方の配置によって、どのような成果が現れてきたのか、以上、3点についてお願いいたします。

答 (学校経営 主幹) 申しわけありません。国別の外国人の現在の人数という、具体的な数字が、ちょっと今、手元に資料としてありません。また、追って連絡させていただきたいと思います。ブラジルが1番多いことは、確かではあります。他国も数国、当然ふえておりますので、また報告させていただきますが、ただ、29年度末の段階での要指導児童数については、把握をしております。高浜小学校で14名、吉浜小学校が39名、高取小学校で3名、港小学校が27名、翼小学校33名、高浜中学校が28名、南中学校が1名の、合計145名が日本語指導が必要だというふうに、報告を最終的に受けました。

外国人の総数につきましては、各校一応、国別ではなく、各校の人数を一応御報告いたします。29年度末の段階で、24名、39名、12名、34名、74名、52名と19名と、南中学校まで順番に言ったとおりの、合計254名となっております。

した。

通訳者につきましては、予算の段階では2人を雇うということで、予算要望のほうをしておりますが、お1人を半分のハーフでわけまして、3人で運用をしています。

具体的な取り組みといたしまして、保護者向けの通知、案内文書、たよりの翻訳等、あるいは、担任と保護者、あるいは、子どもはほとんど大丈夫ですが、連絡サポート等、懇談会でのお手伝い等をお願いしているところであります。各校に通訳者が定期的に来校して活動することで、学校と家庭が連携をして情報提供を確実にいき、外国人児童生徒が、学校生活を安心して送ることができるように今なってきたところでもあります。

しかし、近年、高浜市も外国人の人口が随分多くなっておりまして、29年1月から30年1月には、682人増加中の450人が外国人。実に60%ぐらいが外国人ということで、今年度につきましては、先ほど申し上げた数字より、さらにまた増加をしておるのが現状であり、30年度におきましては、「くすのき」の日本語指導教室を1人増員して、高浜小学校に増設したところであります。以上でございます。

問(15) 今、この(2)を見ますと、当然、通訳者がブラジル人ということでもありますけれども、当然、ほかの外国の方も、当然みえると思いますけれども、そういった対応って、どうやってされております。

答(学校経営 主幹) 幸い、吉浜小学校等には、職員の中にも他国籍の、外国語を喋れる方もいらっしゃる、職員が対応する場合があります。なかなかそういう教職員がおりませんので、先ほどICT推進グループのほうからも答弁がありましたけれども、各校に翻訳機を1台ずつ今配置をしています。1台だけですので、なかなか取り回しが難しいですけれども、それを使用した担任等は助かっておるということで、今後、何とかふやすように、要望を出しているところであります。以上です。

問(4) 私も、同じく224ページになるかと思っておりますけれども、児童生徒健全育成事業の中の、私のほうは通級指導教員賃金と、それとスクールヘルパー、スクールサポーター等の謝礼の増額理由をお聞きしたいのと、その指導成果を

お聞かせください。

それと、同じくその6番の(1)、下にありますが、教育活動支援事業のサポートティーチャー配置事業も、当然一人一人のきめ細かな指導のために配置していると思っておりますけれども、こちらがちょっと減額されているというところの理由をちょっとお答えを願いたいと思います。以上です。

答(学校経営 主幹) 通級指導やスクールヘルパー、スクールサポーター等の謝礼が、増額を29年度させていただきまして、ありがとうございました。皆さん御承知のとおり、特別な支援を要する児童生徒が近年増加をしております。一人一人を大切にする特別支援教育の充実などで、教育委員会としても図っているところであります。特別な支援を要する児童生徒に対して、取り出し指導や、入り込みによる指導を個別に行って、本人に寄り添うきめ細かな学習指導、あるいは生活支援、子供の自立をそれで促しているところであります。29年度は、より多くの子供を支援することができるように、それぞれアシスタントのヘルパーもサポーターも、人員をふやしたり、配置時間数を増加させていただきました。

そして2点目、その成果ということでしたが、そういった個別、個に寄り添う指導を行うことによって、その子供たちが学習態度も落ち着き、集中した学習活動、学校生活が成り立つようになってきております。また、学級担任は、ほかの児童生徒への学習生活指導に支障をきたすことがへってまいりました。つきましては、指導に集中して、こちらからも成果が上がっているところであります。特に、通級指導につきましては、個別に取り出して指導する形態で、さらにきめ細やかな生活学習支援を行うことができますので、現在、各学校へ市費で3人、県費で2人、配置をしているところであります。

今年度より、中学校にも通級が必要だということで、県費で1名増員をさせていただき、中高の連携も今後図っていくという、研究に取り組んでおります。

3つ目のサポートティーチャーにつきましては、今、御指摘もありましたとおり、一人一人のきめ細やかな指導のために配置しているところではあります。が、昨年、大きく減額となりました。これは、決して手を抜いたとか、力を抜いたということではなく、サポートティーチャーというのは、少人数指導やチ

ームティーチングで学習効果を高める働きとともに、中学校においては、各教科専門の教員数が必要とする時間数が足りない場合に、非常勤講師として中学校の教科担任の役割も担っておるところであります。

その必要数というのは、配置する各教科の教員のバランスや、中学校の学級数、それから年度途中でお休み、産休等で休暇に入る教員の人数等で、毎年大きく変動していくのが現状であります。28年度は、9人のサポートティーチャーを中学校で採用し、週 103 時間、サポートティーチャーが非常勤の教科担当としての役割を担ってきましたが、29年度はそれが8人で週 43 時間、半減以上いたしました。そのために必要額が減額となり、決算としては、金額が下がったということであります。

今後も、少人数指導を効果的に生かして個を伸ばすよう、指導を教育委員会としては、力を入れて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

意（4） なかなか近ごろは、そういう面で見ると、非常にデリケートな生徒さんが多くなってきているということと。それと、今回テニスで、非常にコーチングといいますか、コーチの方の力が非常に大きくなっていうことを実感しましたので、ぜひとも、学校、教育関係のほうも、しっかりとまた頑張っていたいただきたいなと思えます。以上です。

答（学校経営 主幹） 先ほどの、15 番委員さんの質問の中の外国人の人数について、ちょっと情報がいただけましたので、御報告申し上げます。平成 30 年 4 月末現在、ブラジル人が 180 人、フィリピンが 37 人、ベトナムが 15 人、中国が 11 人、ペルーが 9 人ということで、主な外国の人数を御報告させていただきます。それ以外にも、数国、在籍をしているところでもあります。以上です。

問（7） 226 ページ、高取小学校大規模改修基本計画策定業務委託で、完成が 30 年 2 月 28 日ということになっているんですけども、成果というのか、いつごろ、例えば計画どおりに行うのか、そこら辺のことと。

あと 230 ページ、南中学校の屋内運動場防災機能強化工事ということで、体育館やなんかの改修だとか、そういったあれをやったんですけども、これ、補助事業というのか、ある程度の起債なり、対象内の工事かもしれませんけれ

ども、武道場との間の連絡通路、その上の通路の屋根だとか柱等が、錆びついておると。なぜ、同じ時期に違う工事で、二期工事なりそういった追加をされてやれなかったのか。そこら辺のことをお聞きしたいという、以上2点でお願いします。

答（学校経営） まず、高取小学校の基本計画の策定でございますが、公共施設推進プランのほうでは、高取小学校につきましては、平成31年度に実施設計を行い、32年度、33年度で大規模改修を行うという計画になっております。その前段といたしまして、設計に入る前に今回業務委託をして、老朽化の現状、改修の可能性、期間や費用等々を調査するというを行っております。平成30年度に耐力度の調査を行っておりますので、その数値を見まして、長寿命化ができるということであれば、長寿命化に向かって、計画どおり進めていきたいということでございます。

2点目、南中学校の屋内運動場の防災機能強化工事でございますが、現地のほうで、委員さんからも道場の屋根のことを聞かれましたけれども、今回につきましては国の補助をいただきながら、基本的には落下防止という観点から改修をいたしておりますので、錆等々はございますが、それはどちらかといいますと、我々からとってみると、まだ優先順位は低い、という状況でございます。

問（7） 小学校のほうは、今年度の事業を見ながら33年に向けて、多分進めていくというふうに考えておりますけれども、南中のところで、例えば、床も全く建設当時のままで、下がぼこぼこだと。児童のけがや何かを考えると、確かにそういった事業採択以外のあれをということはわかるんですけれども、なんで、同じそのときにやれば経費的にも安くつくもんで、なぜそういうことを考えなかったのか。今後、そういった場面がいくらでも出てくると思うんですけれども、そういったことを考えながらやっていってもらえるのか、経費節減のために。そこら辺のことを今後の方針も踏まえてお願いします。

答（学校経営） 南中学校の屋内運動場につきましては、現地ごらんのとおりの床面といいますか、そのコートの状況が非常に悪い状態でございますが、昨年度も予算の要求をしたんですけれども、全体の調整の中で、予算はつかなかった。床面は後に送っても、足場を組み立てるわけではないものですから、それ

は別の工事ということで、来年度以降に考えていきたい。現在、本当にあらゆるところが老朽化しておりまして、その中でやはり、機能が果たせないという状況のところを優先的にやっておりますので、そのついでにやればいいんですけれども、全体の中で、優先順位を決めてやっていきたいと考えております。意（7）　ともかく、こういったことを常に考えながら、今後要するに、対応していただきたい。細かいことを言うようですけれども、天井を直しても、床がぼこぼこでケガをしたら、結果的には高いものにつくということを忘れないように、ともかくそういった細かいことまで考えながら、やっていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長　ほかに。

問（2）　主要成果の246ページ、主要・新規事業等の概要では45ページになります。文化財保護事業、いわゆる、市誌編さん事業について質問させていただきます。以前、何らかの会議体で説明があったかもしれませんが、記憶にないので教えていただきたいんですけれども、この市誌編さん事業というのは、40年ぶりに行うということで、総額いくらの予定で、いつまでにこの事業が完了するという予定でしたのか、ちょっと教えてください。

答（文化スポーツ）　28年度に、市誌編さん委員会が立ち上がったときに、市誌編さんの基本方針というものを策定しております。その時点で、5カ年計画で編さんを進めるとしてしておりますので、平成32年度に、新しい市誌を発行するというので、ひとまずそこが区切りのめどとなります。

それから、総額の経費ということでございますけれども、まだ31年度、32年度というのは、あくまでも見込みということになりますけれども、一応5カ年の全体の計画としては、4,800万円程度ということで見込んでおります。

問（2）　5年計画で、おおむね4,800万円で仕上げるということをしていただきました。今後、先期は1,030万円、今期は1,500万円ほど計上されていますので、なんとか4,800万円という経費の中で収めていただきたいと思います。

次に、できる前からこんなことをいうのもなんですけれども、この次の市誌編さんというのは、いつごろ、ある意味計画されているんでしょうかという。

答（文化スポーツ）　まだ、今、編さん中でございますので、次いつという

ころは、今の段階では申し上げられませんが、ただ編さん委員会の中でもいろいろ意見が出ておりますのは、平成 32 年度に発行いたしますけれども、そこでつくったら終わりということにならないように、今のような力の入れ方というわけにはいかないんですけれども、市民の皆さんを交え、緩やかに持続的に続けていくような方策はとっていききたいというような意見がございますので、そういったことも踏まえながら、考えてまいりたいと思います。

意（２） 次にいつつくるか、なかなか返事としては難しいと思うんですけれども、ある程度計画的に、例えば 10 年に 1 回つくるんだとか、あるいは 20 年に 1 回つくるんだとかを、大枠でもいいと思いますけれども、やっぱりそういうことをやられたほうがいいと思います。何か今回の 40 年も、突然降ってわいたような話で、結果的に 40 年という節目になったと思うんですけれども、やっぱりそういうことではなくて、やっぱり長い計画の中で、10 年なり 20 年、あるいは 30 年の中で、やっぱりつくっていきこうやと。そうすると今度は、方法論としてできるかどうかわかりませんが、毎年毎年それに合わせて、それにかかるであろう費用の積み立てとかということもできると思います。外に出るお金の平準化もできていけると思いますので、そういう長期にわたる計画というのは、やっぱりつくった上でやっていただきたいんですね、ということ意見を具申して、質問としては、終わらせていただきます。

委員長 ほかに。

問（12） 222 ページ、10 款 1 項 3 目、教育指導費の中で、委託料で標準学力検査実施委託が 237 万 4,560 円と出ていますが、この学力検査というのは、子供たちを点数で差別するようなものになりますから、やめるべきだと思いますが、その点でと。

それから、227 ページ、10 款 2 項 1 目、小学校維持管理事業の中で、高取小、港小、翼小など、校長室やら職員室、給食配膳室等、空調機の更新工事が 343 万 4,400 円とか、274 万 5,360 円、588 万 8,160 円と、230 ページは、南中学校職員室空調機更新工事が 352 万 800 円。どこでも設置されていますが、子供たちの普通教室がないということで、一般質問でも出たんですが、交付金が決まったら事業を実施するという、さっきの答弁でしたが、もし交付金が決まらな

かったら、不測の事態が起きたらどうされるのか、お示してください。

答（学校経営 主幹） 今、委員御指摘の学力調査（NRT）についてですが、小学校4年生から中学校3年生を市費でやらせていただき、1年生から3年生につきましては、各学校の予算で全ての小学校をやっているのが現状であります。

先ほど、差別という、そういう御指摘がありましたけれども、決して点数というものを公表したり、それで競争をさせたりということではございません。あくまで、その年に自分が学んで、いかに学力がついたかということ自分で理解し、次年度に生かすための自己分析のためのテストです。あるいは、それを指導する教員が、指導の成果や今後の課題を明らかにするための、それを丁寧に見とるためのテストになりますので、御理解いただければというふうに思います。

答（学校経営） 普通教室等のエアコンの設置について、交付金がいただければということですが、基本的に今、文科省の報道及び官房長官等々の記者会見の状況を見ておりますと、エアコンについては交付金をつけていくという、国の方針がございますので、基本的に我々はつかなかったらという場合でなく、ついて、どう早くつけていくかということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（12） 標準学力検査ですが、やはりこれ、教師の側も点数で、1点2点まで見ないにしても、点数が良ければこの子はよくできるというような見方をし勝ちだと思っんですね。だけど、子供っていうのは、奥手とか早生とか、成長でもいろいろありますし、国語や算数の成績だけではない、ほかの良さもあるわけで、全体をとおして見ないと、子供の良さというのは、本当のところはわかってこないと思っんですが、そういう点では、どのように考えてみえるのかお示してください。

答（学校経営 主幹） 子供の伸び、それから力のあり方等は、委員のおっしゃるとおりでございます。日々教職員は、一人一人きめ細やかに観察をし、見とりながら、日々の指導にあたっているところであります。あと、NRTと合わせまして、知能検査等も行っております。これについては、やはり、精いっ

ばいそこで100%、いやいや120%の力を出し切って、今、頑張っている子と、持っている力がまだ十分に発揮できないんだけど、潜在能力もあるぞっていう子も、そういったところからも見えてまいります。そういった標準学力検査の標準的な検査をとおして、子供の今の状況を見とりながら、以後の学習活動、支援活動に生かしていくというのが、我々の務めであると考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

問(12) 交付金は、まず決まるだろうというような、今、お話でしたが、不測の事態、本当にこれがつかなかったらっていうことを考えてもおかなきゃいけないとき、市長としては、やっぱり住民の命や財産を守るとというのが、市長の仕事だと思いますので、財調とかそれから起債を起こしてでも、子供の命を守るために実施すべきではないかと思いますが、その点で市長の意見をお聞かせください。

答(副市長) 市長のほうは、一定の方向性を出しております。それで、御理解をいただければと思います。

問(12) 私、市長にお聞きしているんで、副市長の意見を聞いているわけではありません。市長の意見をお聞きしています。

答(総務部) 財政の立場から申し上げます。先ほど、学校経営グループリーダーが答弁しましたように、国の動向を見ておりますと、交付金がつくという前提で進めているところがございますので、交付金を前提にして事業を進めていく形になります。今、御質問いただいておりますのは、今後、31年度予算をどうしていくのかというお話になりますので、今、29年度の決算ということで、29年度決算に計上していない事業でありますので、将来的なことについて、この場で仮定の話をしていただくのは、控えさせていただきたいと思います。

問(12) 決算というのは、来年度予算の鏡でもあるわけで、この決算を見てどうしていくかということをお互いに考えなきゃいけないときだと思うんですね。だから聞いているわけで、市長が起債を起こしてでも、子供の命を守るために何とか早くやっ払いこうという意思がないというのはわかりましたので、また、今後、質問してまいります。

答(総務部) ただいま、起債を起こしてやっ払いこうという意思がないというような

御指摘がございましたけれども、市といたしましては、使える交付金があるならばそれを有効に使う。当然、起債も活用しながら行っていくということでございますので、お願いいたします。

問（12） 交付金がつかなかった場合に、という話を聞いているんであって、各会派からも要望書が出ていると聞いています。それから市民の方も、子供の命を守るためにエアコンをつけると、一刻も早くつけなきゃいけないということで起債を起こすとするならば、誰も反対はしないと思うんですね。その点で、ぜひ一刻も早く設置をしていただきたいと思います。

それから、226 ページ、10 款 2 項 1 目、小学校維持管理事業の中で、直接出ていないんですが、小学校や公園の遊具の劣化による事故が起きていますが、学校の遊具の事故は、全国で 127 件起きているそうです。安全点検はどのように行っているのか、お示してください。

答（学校経営） 遊具につきましては、定期的に調査を行い、悪いところは修繕しておりますので、よろしく申し上げます。

問（12） 232 ページ、10 款 3 項 2 目、2 中学校生徒就学援助事業、これ、小学校援助事業も 229 ページにあります。入学準備金、これを早く実施していただきたいと思うんですが、早くというか、入学前に実施していただきたいと思うんですが、新しく小学校に入る新 1 年生は、その前の保育園、幼稚園からの関係もあってというようなお話が前にありましたが、そういう意味でいえば、中学生は、小学校から進級していくわけですから、煩雑な手続もいりませんし、中学生からでも早く実施するべきだと思いますが、この点をお示してください。

答（学校経営） 新入学の児童生徒の学用品の支給につきましては、平成 30 年度当初予算に入学前の支給ということで計上させていただきまして、現在、要綱等の準備を進めております。現時点では、12 月末ぐらいまでに申請をいただき、その後審査して、随時、入学前までに支給できるだろうというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 31 年度については、言葉のとおり入学前支給ができるようですので、

ぜひそのようにお願いをしたいと。

それから 236 ページ、10 款 5 項 2 目、生涯学習施設管理運営事業で、中央公民館の解体工事が載っています。総支払い額は 1 億 8,051 万 7,680 円ということなのですが、高浜には文化の拠点がなくなったということで、今後、高浜小学校へ機能移転するということをいわれるわけですが、本当に文化の拠点としていけるのかどうか、大変難しいという気もいたしますが、その点でお示ください。

答（文化スポーツ） 29 年度の決算の参考ということでお答えをさせていただきますけれども、文化の拠点が今、なくなったというお話でございますけれども、かわら美術館ですとか、さまざまな場所がございますので、私どもとしては、なくなったというふうには考えておりません。

高浜小学校等整備事業の機能移転の関係につきましては、今、いろいろと検討しているところでございますので、御理解よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（12） ほかに、かわら美術館などがあるから文化の拠点がなくなったといえないというお話でしたが、本当に文化の拠点としてこれまでやってきたものがなくなったということですから、かわら美術館ではかわりが、大きなホールもありませんし、高浜小学校で今度、ホール機能が移転したということをいわれますが、ホールとしての機能は、十分つくられていないように考えています。そういう点で本当に、大変問題があると思っています。

それから、概要の No. 23、主要成果の 243 ページ、10 款 5 項 4 目、委託料で、勤労青少年ホーム跡地活用支援業務委託料、864 万円ということになっていますが、これ最初の計画の中に、埋設物がどれぐらいあるのか、計画はどのようになっていたのか、お示ください。

答（文化スポーツ） まず、1 点目の中央公民館解体工事についてでございますけれども、主要成果の冒頭の文章にも書いてありますとおり、これは、公共施設の総量圧縮、機能の複合化・集約化の一環として行ったということで、市の将来の人口、財政見通しなど、そういった長期的な視点に立って、公共施設総合管理計画に基づいて実施したものでございますので、御理解をよろしくお

願います。

243 ページ、勤労青少年ホーム跡地活用支援業務委託の内容ということで答弁させていただきますけれども、事業者の選定にあたってのいろいろな資料等の作成等々に係る費用ということで支出したものでございますので、よろしく願います。

委員長 ほかに。

質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は16時10分。

休 憩 午後4時00分

再 開 午後4時09分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。委員の皆さんにお願いいたします。委員会の円滑なる運営のため、質疑については、まとめて行っていただくようお願いいたします。

10 款の質疑を続けます。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 ほかに。質疑もないようですので、10 款、教育費についての質疑を打ち切ります。

11 款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、11 款、災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、12 款、公債費についての質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、13 款、諸支出金についての質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を許します。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、14 款、予備費についての質疑を打ち切ります。ここで、認定第 1 号についての質疑漏れがありましたら許可いたします。

なお、質疑については、まとめて行ってください。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第1号についての質疑を打ち切ります。暫時休憩いたします。再開は16時15分。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時15分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第2号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

問(12) 国民健康保険の特別会計についてですが、261ページですが、短期保険証が、昨年が592世帯、ことしが445世帯出ていますが、この方たちは、数は減少しているんですが、まだまだ世帯数でいうと約1割の方が短期保険証でやっているということがありますので、国保の保険料を払うのが、大変厳しいではないかということをおもうんですが、その点ではどのように考えてみるの、お示してください。

答(市民窓口) ただいまの御質問なんですが、短期証の発行につきましては、税負担の公平性の確保の観点から法定化されているものと考えておきまして、引き続き、必要な人には短期証の発行をしながら、その都度、税の相談に応じて適切な税の確保に努めていきたいと考えております。

問(12) この短期保険証で滞納がふえてくると、先ほども話が出ましたが、西三河滞納整理機構にいつちゃって、早く一度で払えと、一度でなくても二度、三度ぐらいで払えというようなことを言われるわけですが、実際、この保険料

が高くて払えないでいる方たちに、むごい仕打ちがされていると思うんですが、その点では、どのように考えてみえるのか。

それから同じところで、1款1項1目、後発医薬品、260 ページですが、後発医薬品の差額通知書作成というのが出ていますが、これ 253 枚、今年度出ているんですが、これは、どこに出されているのか、ちょっとわからないので教えてください。

それから、後発医薬品を全然利用してないというか、そういうお医者さんもいるわけですが、そういうところはどのように指導をされていくのか、お示してください。

答（市民窓口） まず、先ほどの短期保険証の方が、保険税が払われなかった場合、たまっていってしまうのではないかという御指摘をいただいた件ですが、そうならないように早期に、私どももまずは現年度で、少しでも納期限を過ぎた、納め忘れが出た際には働きかけ、その上で、こういった短期証発行に至った場合は、短期証をお渡しする際に、分割納付、あるいはさまざまな減免措置、あるいは軽減措置もありますので、そういったご相談にも乗りながら、今後の保険税の納付について、適切に相談に乗って、いち早いそういった滞納の解消に向けて一緒に相談をしている実態がございます。

あと、ジェネリックでございますが、こちらのほうは、いわゆる後発医薬品と書いてございますが、通常の新しい医薬品ですと、単価が非常に高い状況でございますので、同じ成分の医薬品であれば、なるべく後発医薬品を使っただくよう、なおかつ、この差額通知につきましても、新しい医薬品と後発医薬品を使った場合、どれぐらいの差額が出るかということで、被保険者の方に、そのあたりの医療費の抑制について注意喚起を促しながら、御協力いただいているというものでございます。

最後のお医者さんによっては、ジェネリック医薬品を使わないお医者さんがいるのではないかという御指摘をいただきましたが、これにつきましては、医療費の抑制ということで、日本医師会以下、今、進めていることとございますので、先日、厚生労働省の国民健康保険課長の話もありましたが、日本全国、厚生労働省あるいは日本医師会などを通じて、関係者にはきちんと働きかけていくと

いう話がありましたので、今後、そういったお医者さんにも御協力いただきたいというふうに考えております。

意（12） 聞いたところによりますと、あるお医者さんが、ジェネリックは使わないと言われたそうで、できるだけ医師会も勧めている、どうしてもジェネリックでないほうがいいという場合もあるかと思いますが、ジェネリックでいい場合は勧めていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（7） 少し、ちょっと後ろです。年々世帯数や何かふえておるんですけども、加入者等が257とか260ページなんですけれども、国保の加入者が年々減っておるということなんですけれども、将来的なことを考えると、財政上やっていけるのかどうかのことですけれども、この差額を見ますと、2億2,000万円ぐらいですか、1億2,000万円ぐらいの歳入と歳出の差額があるんですけども、1億6,000万円ですね。そこら辺のことをちょっとお聞きしたい。将来的にどういうふうに考えられておるのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

答（市民窓口） まず、加入世帯、加入者数が減っているがというお話がございました。こちらにつきましては、雇用、あるいは労働に関する法改正がありまして、国民健康保険に加入していた方が、景気動向もありますが、徐々に被用者保険のほうに移っているんじゃないかというふうに推測をしております。

また、景気動向によっては、国保のほうに加入者がふえてくるようなことも考えられるんじゃないかというふうには思っておりますが、今のところ、全国的にも減少傾向にあるというふうに聞いております。

それから、実質収支として2億6,300万円ほどございますが、今後の方向性はということで御質問がありましたが、今年度から国民健康保険制度が、これまでの市町村単独から都道府県の広域化に移っております。そういった意味でも財政運営については、これまでの小さな市町村ですと、毎年、財政のやりくりでかなり苦勞していたんですが、今年度から都道府県単位となっておりますので、そういった意味では、国民健康保険の財政につきましては、現在よりは安定化がされるんじゃないかというふうに考えております。

問（７） 要するに、料金体系は今のままでもある程度、４・５年というか、中期の計画ぐらいまではもつということによろしいですか。

答（市民窓口） 今年度、３月議会で保険税率等を改正させていただいております。やはり被保険者にとりましては、保険税の安定化というのが、一番安心できる場所だと思いますので、現在の保険税をなるべく維持しながら、長い間続けていきたいと考えているんですが、今後の社会情勢の変動によっては、また再び、保険税の税率を変更させていただく事態も生じることも考えられると考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第２号についての質疑を打ち切ります。

認定第３号 平成２９年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第３号についての質疑を打ち切ります。

認定第４号 平成２９年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

問（12） 公共下水道事業の特別会計の質問をいたします。283 ページを見ますと、累計整備面積が29年度末で、全体計画は890ヘクタールのうち、508.9ヘクタール整備したということが出ています。

286 ページに受益者負担のあれが出ていますが、受益者負担金、引き込む距離が長いとか短いとか、いろいろあるかと思いますが、1度で完了する人とか、何回かで完了する人とかあるかと思うんですが、どれぐらいのどのような状況かということ。

それから287ページ、2億8,770万円の市債がありますが、今現在の市債の額はどのようになっているのか、今後、何年ぐらいかかりそうなのか、お示しください。

答（上下水道） まずは、286ページの受益者負担金についてでございますが、この下水道の受益者負担金というのは、下水道を整備して、下水道が使える区域になる区域内に土地をお持ちの方に、建設費の一部を御負担していただくものでございまして、所有されている土地の面積に応じて御負担していただくものです。つなぐ時期、距離とかではなく、面積なものですから、使える区域になったら下水道の受益者負担を賦課させていただきまして、御負担をお願いしているものでございます。

続きまして、起債の関係でございますが、今、委員御質問のあったのは、29年度の借り入れの部分でございまして、これが2億8,770万円。29年度末の起債残高につきましては、75億3,585万5,456円となっております。

いつ終わるのかと言われるのは、この75億円が、今の償還、29年度決算で申し上げますと、296ページに元金償還というのがございまして、およそ4億少々を返還させていただいております。この金額ですつといくと、単純に割り戻すのですが、事業のほうも先ほど委員が言われたように、890ヘクタールに対して500少力で、まだまだ整備途上でございます。引き続き下水道を整備していくには、国の補助金も要望して、資金源とさせていただく。先ほど御質問いただきました、受益者負担金、これも大切な財源です。どうしても、それだけでは賄えないところは起債を起こしまして、事業を推進していくものですから、事業の規模によりまして、償還期間も具体的にあと何年というのは、お答

えしにくいところですので、よろしく願いいたします。

問（12） この起債がどうなるのかとか、非常に難しい見通しだということだ
と思うんですが、例えば、29年度ぐらいの進捗状況でいうと、この890ヘクタ
ールをやるには、どれぐらいかかるんでしょうか。

答（上下水道） 整備率で申し上げますと、全体が890ヘクタールございまし
て、29年度末に508.9ヘクタールが完了しております。残り381.1ヘクタール
ございますので、平成29年度の整備面積が15.16ヘクタールでございましたの
で、まだ25年ほどかかるというところでございます。

委員長 ほかに。

問（12） その同じ関係、公共下水の関係なんですが、あれは青木町、春日町
だと思うんですが、この家の建っている地形の関係もあって、公共下水がいか
ない、いかないっていうのか、どこまで範囲に入っていないのかとか、そういう
ところもあるわけでしょうか。

それと公共下水の古い、これを見ると古い、以前やったところでも、まだ公
共下水に接続をされてない方もいるかと思うんですが、そういうところは、ど
のようにしていられるのか。

また、どうしても接続はとてもうちでは無理だと、1人でしか暮らしていな
いし、浄化槽もついているんでというような、反対をされる方もあるかと思う
んですが、そういうところには、どのようにしていられるのか、お示してくださ
い。

答（上下水道） まず、春日町のところで、下水道がいかないと。基本的には、
下水道の計画区域は、将来的には下水道を整備させていただいて、下水道によ
る汚水処理をしていく予定でございます。

また、委員言われましたところは、まだ下水道の計画に入っていないか、下
水道自体の工事がまだされていないところをおっしゃられたと思うんですけれ
ども、計画の区域内につきましては、汚水処理を、下水道による汚水処理をさ
せていただきますので、下水道が使える区域となります。

次に、委員言われたのは、多分、資料要求をされている、資料26のところ
の、いわゆる接続率のお話だと思います。委員言われるように、私どもは、下

水道が使える区域になりましたら、すぐにでも御利用していただきたいところ
でございますが、やはり、どうしても委員言われるように、地区ごとに少し接
続率のばらつきはございます。そういったところに対して、戸別の訪問をいた
しまして、下水道の接続のお願いをしているところでございます。

訪問する中で状況をお伺いいたしますと、やはり、経済的だとか、年回りど
かいうことで、もう少し時間がかかりますねというお話も聞いております。そ
ういった方につきましては、高浜市では、下水道を使っていただくために助成
制度を設けてございます。水洗便所改造資金融資あっせん制度というのがござ
います。これは、下水道に接続していただくために、金融機関から融資を受け
ていただいて、融資に係る利子分を市がお支払いしていくという、いわゆる分
割払いができますという制度がございますので、こういった制度を御活用して
いただきながら、下水道の接続、早期接続をお願いしている状況でございます。
以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第4号についての質疑を打ち
切ります。

認定第5号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定 について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

問(7) 1つだけお聞きします。駐車場の使用料で、3,477万9,000円ある
んですけども、これは、いきいきの要するに無料と、一般の要するに駐車料
金、そこら辺の割合なり、金額なり、わかりますか。そこら辺を教えてください
きたい。

答(都市整備) 昨年度の合計の利用料金の取り扱い状況で、簡単に御説明を

申し上げます。一般の利用が 678 万 8,340 円。定期、これはちょっとすいません、ちょっと定期という括りになっておりますが、1,260 万 4,000 円で、いきいきで、いわゆるそのマシンスタジオとか、いきいき広場で公共で来られた方が、それぞれプリペイドカードも含めると 1,538 万 7,600 円という形になります。

委員長 ほかに。

問 (12) 公共駐車場ですが、教育委員会やこども未来部なども向こうに移って、今、公共駐車場が使えなくなるというか、足りないというか、そういうような状況はないのでしょうか、お示してください。

答 (都市整備) 三高駅西駐車場の満車になっている状況かと思えます。現在、指定管理者のほうから満車の状況を毎月、月 1、報告のほうをいただいております。大体、傾向はつかまえております。

こども育成グループさんだとか、教育委員会のほうで手当等の支給があるときがございます。そういったときは、一時的に満車になるという状況、大体、月 3・4 回程度あるということは、つかんでおります。そういった場合も、一応、できる限り公用車のほうを別の駐車場に速やかに移動していただき、駐車場を確保するというをいきいきのほうと指定管理者のほうで連絡を取り合っている状況でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第 5 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 6 号 平成 29 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

問 (9) 主要成果の 335 ページ、また、主要・新規事業等の概要の 51 ページ

の生活支援体制整備事業の中で、平成 29 年 4 月より、生活支援コーディネーターの配置を高浜市社会福祉協議会に委託されたと思いますが、具体的な活動内容、また、成果についてお願いします。

答（福祉まるごと相談） 生活支援コーディネーターの役割は、地域における担い手の発掘と養成、地域の資源の開発でございます。

具体的な活動内容ですが、生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員がまちづくり協議会などに出向き、地域の困り事について一緒に考えるなど、新たな生活支援サービスの開発へとつながるよう活動をしております。

その活動の成果として、吉浜まちづくり協議会の高齢者生きがいグループが地域の困りごとに対応するお互いじゃんネットを立ち上げ、地域における新たな生活支援サービスが始まっております。

問（9） 今、答弁の中で、吉浜まちづくり協議会のお互いじゃんネットが始まったということですがけれども、その活動内容についての説明と、それから、ほかのまち協等で、まち協というか、ほかの地域でいろんな活動があれば、それについての活動内容についてお願いいたします。

答（福祉まるごと相談） 吉浜まちづくり協議会の高齢者生きがいグループでは、日中独居の高齢者の見守り、軽度作業、買い物支援、話し相手などを行うこととしておりまして、広く地域に知っていただくために、チラシのほうに配布されました。

その結果、平成 29 年度では、困りごと相談 6 件、日中独居の高齢者見守りを 4 件ということで、支援につながっています。

ほかの地域のことなんですが、各まちづくり協議会では既に地域性を生かしたさまざまな取り組みが行われております。南部まちづくり協議会では、高齢者等の見守り訪問活動を実施されておりまして、この活動内容をさらに充実させるということで、新たな生活支援サービスにつなげていくということを検討されているということをお聞きしております。

今後、吉浜や南部まちづくり協議会が実施されております生活支援活動を定着させて、ほかのまちづくり協議会にも波及していくように進めていきたいと

思っております。以上です。

問（9） 今、南部まち協で、高齢者等の見守り訪問ということなんですけれども、高齢者の見守りだと民生委員の方もやられていると思うんですけれども、そちらとの関係は、どのように調整してみえるのか、お願いします。

答（福祉まるごと相談） 南部のほうの身守り活動は、あくまで南部まちづくり協議会のほうで独自でやられている事業ですので、整合性というか、民生委員さんとの連携というところでは薄いかもしれないんですが、民生委員さんもまちづくり協議会に参加されておりますので、そういったところで、情報共有を図っていただきながら、活動していただいております。

委員長 ほかに。

問（12） これ、321 ページ、3 款 1 項 1 目で聞いたほうがいいのかとも思いますが、介護施設の虐待数が 5 年で 3 倍ぐらいにふえているというのが新聞で騒がれているんですが、当市でも、男性ですけれども、4 年で 5 回骨折したといわれた方がいるんですが、そういう点は、どのようになっているのかお示してください。

それから、307 ページ、普通徴収の滞納者数が、今年度が 294 人、28 年度が 281 人、4.6%の滞納者数が増ということなんです、これ、どのように見ているのか。

それから、調整交付金、平成 29 年度はいくらぐらい市に入っているのか。ちょっとこれは、どれを見ていいかわかりませんので、教えてください。

答（福祉まるごと相談） 虐待の相談ということで、福祉まるごと相談グループは包括で受けておるわけなんです、委員のおっしゃる心配される方、もしいらっしゃいましたら、個別の相談ということになりますので、窓口のほうで先生のほうからお伺いしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

答（介護保険・障がい） 滞納者の増加の関係でございます。平成 29 年度が 294 名というところで、滞納者の分析をいたしますと、年金を担保にお金を借りている方や、市民税、国保税など、介護保険料以外の税を滞納している方が、65 歳到達になるといったケースが増えているのが現状でございます。したが

まして、早期の勧奨とか、督促等を強化してまいりたいと思います。

それと、調整交付金の件でございますが、決算書の 286 ページをごらんください。こちらのほうに、調整交付金の額が一番下のところに載っております。収入済額として 7,627 万 3,000 円という金額でございます。以上です。

問（12） 286 ページですか。

答（介護保険・障がい） 決算書、286 ページでございます。

委員長 ほかに。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第 6 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 7 号 平成 29 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

問（12） 後期高齢者医療特別会計の質問ですが、345 ページかと思うんですが、滞納は、介護保険にあるのかどうか。軽減制度が廃止されて、保険料が引き上げられて、一方、年金は引き下げられてと。年金者は悲鳴を上げているんですが、そういう点で、大変、年金者は苦勞しているんですが、そういう点で、どのような考えを持ってみえるのか、お示してください。

答（市民窓口） まず、収納率の関係でございますが、ここ数年、99%台で推移している状況でございます。

もう一つ、保険料が高いということで、悲鳴を上げているというようなお話がありましたが、こちらにつきましても一定の減免制度がございますので、そういった収入状況等を見ながら、そういった制度に該当する方につきましては、減免の制度、あるいは軽減措置の制度ということで対応させていただいているところでございます。

委員長 ほかに。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

議案第60号 平成29年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第8号 平成29年度高浜市水道事業会計決算認定について

委員長 一括議題とし、認定第8号については、収入支出、一括質疑を許します。

問(12) 水道事業ですが、資料を見ますと、13ミリ、20ミリの値段が出ているんですが、ちょっと、県内で。

委員長 ページ数をお願いします。

問(12) 資料のほうです。

委員長 質問を続けてください。

問(12) 資料25ページですが、高浜市を見ますと、5市の中で一番高いかと思うんですが、20ミリが一番高いということなんですが、こういうのは、どのように決めているのか、お示してください。

答(上下水道) 料金のお話で、私ども今、委員言われたように、確かに20ミリは5市の中で一番高くて、13ミリだと一番高いところは、また別にございますけれども、個々の自治体さん、水道事業を経営している各事業体ごとに、その水道事業の給水人口だとか、施設の規模を見て料金設定をしておるものですから、各市で料金が異なるということですので、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

委員長 ほかに。

問(12) 未処分利益剰余金の処分についてですが、議案第60号のこれ、市民

に還元するということはできないのかどうか、その点をお示してください。

答（上下水道） 剰余金の処分について、市民に還元することができないかということでございますが、この公営企業会計の未処分利益の剰余金というのは、一般企業の儲けとは違うものですから、利益の概念が違うということをもまず御理解いただきまして、この未処分利益の使い道というのが減債、起債をはっているところの償還だとか、今後更新していく管きよのための建設費に積み立てさせていただくものです。まだまだ水道事業は更新事業も必要なことがございますので、この利益をもって水道料金に還元するという考え方は持ち合わせておりませんので、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

委員長 質疑の途中ですが、ここで皆さんにお諮りいたします。このまま質疑を続けると、午後5時を過ぎる見込みでございますが、このまま質疑を続け、採決まで行いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、このまま質疑を続けます。

ほかに。

問（7） 少しお聞きします。耐震化率は前年度より、前年度が何%で、今年度は何%になったか。伸び率等を少しお聞きします。

答（上下水道） 耐震化ですが、昨年度の28年度末が18.47%で、29年度末をもちまして20.49%となりましたので、2.02ポイント上昇いたしました。以上でございます。

委員長 ほかに。

意（7） とにかく耐震化率を高めていただいて、未曾有の対策に少しでも貢献できるように、それで、よろしくお願ひしたいと思えます。とにかく、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、議案第 60 号及び認定第 8 号についての質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 60 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについて、質疑漏れがありましたら許可いたします。なお、質疑については、まとめて行ってください。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で議案第 60 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについての質疑を打ち切ります。

答（都市政策部） 先ほどの一般会計の 8 款の審議の中で、答弁漏れがございましたので、この場をお借りしまして、お答えをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 はい。

答（都市政策部） 先ほど、9 番委員の御質問の中で、216 ページになります。市で受け付けした確認申請の平成 28 年度の 1 件と、平成 29 年度の 1 件の理由と、内容等についての御質問ですが、28 年度につきましては店舗の増築が 1 件でございました。

市に提出された理由でございますが、施主、建築主もしくは設計事務所のほうからの要望ということでお聞きしております。

それから、29 年度の 1 件でございますが、こちらにつきましては愛知県が、愛知県の物件に関しまして確認申請を提出したものでございます。よって確認申請ではございますが、計画通知として提出されたものでございますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう 1 つすみません。下水道事業特別会計の中でお答えした答弁の中の訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

答（上下水道） 先ほど 12 番委員からの御質問の中で、私の説明の中で、主要成果の 283 ページのところの成果をもとに、委員の御質問の 29 年度でのペースでいくと、あとどのぐらいかかるんだという御質問でしたものですから、890 ヘクタールに対して 508.9 ヘクタールが完成しております。残り 381.1 ヘクタールに対して、そこで割り戻す数字を、ここでは 12.4 ヘクタール、これが下水道が使える区域になった面積でございます。これを割り戻しますと、おおむねまだ 30 年ということになりますので、御訂正させていただきます。以上でございます。

委員長 ほかに。

発 言 な し

委員長 以上をもちまして、議案第 60 号及び認定第 1 号から認定第 8 号までについての質疑を終結いたします。

これより、採決を行います。

《採 決》

議案第 60 号 平成 29 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

挙手多数により原案可決

認定第 1 号 平成 29 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 2 号 平成 29 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

挙手多数により原案認定

認定第 3 号 平成 29 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定につい
て

挙手全員により原案認定

認定第 4 号 平成 29 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

挙手多数により原案認定

認定第 5 号 平成 29 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

挙手全員により原案認定

認定第 6 号 平成 29 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て

挙手多数により原案認定

認定第 7 号 平成 29 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 8 号 平成 29 年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 5 時 06 分

決算特別委員会委員長

決算特別委員会副委員長